公開買付説明書

2025年10月

株式会社OICグループ

(対象者:株式会社スーパーバリュー)

公開買付説明書

本説明書により行う公開買付けは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第二章の二第 一節の規定の適用を受けるものであり、本説明書は金融商品取引法第27条の9の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】 株式会社OICグループ

【届出者の住所又は所在地】 神奈川県川崎市幸区南幸町二丁目9番地 【最寄りの連絡場所】 神奈川県川崎市幸区南幸町二丁目9番地

【電話番号】 044-556-0298

経理財務部長 牧野 佑騎 【事務連絡者氏名】

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません。 【代理人の住所又は所在地】 該当事項はありません。 【最寄りの連絡場所】 該当事項はありません。 【電話番号】 該当事項はありません。 【事務連絡者氏名】

【縦覧に供する場所】 株式会社0ICグループ

(神奈川県川崎市幸区南幸町二丁目9番地)

株式会社東京証券取引所

該当事項はありません。

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社OICグループをいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社スーパーバリューをいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総 和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいい
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵 省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又 は日時を指すものとします。
- 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みま (注9) す。) 第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示 基準を遵守して実施されるものです。

目 次

	頁
第1 公開買付要項	1
1. 対象者名	1
2. 買付け等をする株券等の種類	1
3. 買付け等の目的	1
4. 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数	31
5. 買付け等を行った後における株券等所有割合	33
6. 株券等の取得に関する許可等	33
7. 応募及び契約の解除の方法	34
8. 買付け等に要する資金	38
9. 買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況	39
10. 決済の方法	39
11. その他買付け等の条件及び方法	40
第 2 公開買付者の状況	42
1. 会社の場合	42
2. 会社以外の団体の場合	48
3. 個人の場合	48
第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況	49
1. 株券等の所有状況	49
2. 株券等の取引状況	50
3.当該株券等に関して締結されている重要な契約	50
4. 届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約	50
第4 公開買付者と対象者との取引等	50
1. 公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容	50
2. 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容	51
第 5 対象者の状況	52
1. 最近3年間の損益状況等	52
2. 株価の状況	52
3. 株主の状況	52
4.継続開示会社たる対象者に関する事項	53
5. 伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等	54
6. その他	54
対象者に係る主要な経営指標等の推移	55

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社スーパーバリュー

2【買付け等をする株券等の種類】

- (1) 普通株式
- (2) 新株予約権
 - ① 2005年7月25日開催の対象者の株主総会決議及び2005年7月25日開催の対象者の取締役会決議に基づき発行された第1回新株予約権(以下「第1回新株予約権」といいます。) (行使期間は2007年6月1日から2027年5月31日まで)
 - ② 2006年5月1日開催の対象者の株主総会決議及び2006年5月1日開催の対象者の取締役会決議に基づき発行された第3回新株予約権(以下「第3回新株予約権」といい、第1回新株予約権及び第3回新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。) (行使期間は2008年6月1日から2028年5月31日まで)

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)スタンダード市場に上場している対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)8,440,250株(所有割合(注1):65.24%)を直接所有し、対象者を連結子会社としております。なお、本書提出日現在、公開買付者は本新株予約権を所有しておりません。

- (注1) 「所有割合」とは、対象者が2025年10月15日に提出した「第30期 半期報告書」(以下「対象者半期報告書」といいます。)に記載された2025年8月31日現在の対象者の発行済株式総数(12,673,750株)に、同日現在残存し行使可能な本新株予約権(対象者によれば第1回新株予約権810個及び第3回新株予約権72個)の目的となる対象者株式の数(264,600株)を加算した株式数(12,938,350株)から、対象者半期報告書に記載された対象者が所有する同日現在の自己株式数(783株)を控除した株式数(12,937,567株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下、別段の記載がある場合を除き、所有割合の計算において同様に計算しております。)をいいます。
- (注2) 公開買付者が、対象者から本書提出日現在残存するものと報告を受けた本新株予約権の内訳は以下のと おりです。なお、目的となる対象者株式の数は、第1回新株予約権、第3回新株予約権のいずれも1個 につき300株です。

新株予約権の名称	個数	目的となる対象者株式の数
第1回新株予約権	810個	243,000株
第3回新株予約権	72個	21,600株

この度、公開買付者は、2025年10月15日開催の取締役会において、対象者株式(但し、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、公開買付者が直接所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。以下同じです。)及び本新株予約権の全てを取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とするための取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

公開買付者は、本公開買付けにおいて対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としているため、買付予定数の上限は設定しておりません。また、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の下限を設定しておらず、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の全部の買付け等を行います。これは、下記「(3) 本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本書提出日現在、対象者株式8,440,250株(所有割合:65.24%)を既に所有しているため、(i)いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(majority of minority)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する対象者の一般株主及び本新株予約権の所有者(以下「本新株予約権者」といいます。)の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考えたことに加え、(ii)対象者の直近5期の各定時株主総会の議案ごとの議決権行使比率は80.51%から90.93%の範囲内で推移しており(注3)、本臨時株主総会(下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」の「② 株式併合」に定義します。以下同じです。)における議決権行使比率が、かかる水準のうち最大値である90.93%であったと仮定しても、本臨時株主総会における株式併合(下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収

に関する事項)」の「② 株式併合」に定義します。以下同じです。)に係る議案について公開買付者が保有する全ての議決権を行使することにより、議決権を行使する株主の3分の2超の賛成(73.24%)が見込まれるためです。なお、当該賛成率は仮定により計算した数値であるため、本臨時株主総会における実際の議決権行使比率につきましては、本書提出日現在では未定となります。

2025年5月28日に対象者が提出した第29期有価証券報告書によれば、2025年5月27日開催の対象者第29 回定時株主総会の基準日における総議決権個数は126,700個でしたが、2025年5月29日に対象者が提出 した臨時報告書によれば、行使された議決権の数は114,685個であり、上記総議決権個数に対する議決 権行使比率は90.52%(小数点以下第三位を四捨五入)に相当します。同様に過年度の議決権行使比率 を算定すると、第28回定時株主総会は86.72%、第27回定時株主総会は90.93%、第26回定時株主総会は 85.36%、第25回定時株主総会は80.51%となり、対象者の直近5期の各定時株主総会における議決権行 使比率の最大値は90.93%(以下「対象者最大議決権行使比率」といいます。)となります。なお、本 臨時株主総会における株式併合に係る議案の成立に必要な議決権の数を検討するに際しては、対象者の 直近の株主総会における議決権行使比率が参考になると考えられるところ、単年のデータのみを参考値 とすることについては必ずしも十分ではないという考え方もあり得ることから、保守的に対象者最大議 決権行使比率を使用することといたしました。加えて、第25回定時株主総会、第27回定時株主総会、第 28回定時株主総会及び第29回定時株主総会において行使された議決権の数は、各定時株主総会における 全ての議案について同数であり、また、第26回定時株主総会において行使された議決権の数は、全7議 案のうち6議案の全てについて54,051個であり、1議案について54,050個であったところ、対象者最大 議決権行使比率の算定にあたっては、各定時株主総会において行使された議決権の数の最大値を参照し ております。

公開買付者は、本公開買付けにより対象者株式及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、対象者を公開買付者の完全子会社とするための一連の手続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます。)を実施することにより、対象者を非公開化する予定です。

なお、本公開買付けにおいては、上記のとおり、買付予定数の下限を設定していないことから、本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総議決権数の3分の2を下回る場合、株式併合に係る議案が本臨時株主総会において承認されない可能性も理論上は否定できません。

しかし、仮に、当該承認が得られない場合であっても、公開買付者は、最終的に対象者株式及び本新株予約権の全てを取得することを目的とし、対象者の完全子会社化を行う方針であることから、本公開買付けにおける応募状況や当該時点における対象者の株主の所有状況及び属性並びに市場株価の動向も踏まえた上で、株式併合に係る議案が対象者の株主総会において現実的に承認される水準(具体的な水準は本臨時株主総会における議決権行使比率や直近の対象者の株主構成を踏まえて決定いたします。)に至るまで、市場内での買付け又は市場外での相対取得等の方法により、対象者株式を追加取得し、対象者の完全子会社化を目指す予定です。当該追加取得に関しては、公開買付者は、市場内取引の場合は市場価格により、市場内取引以外の方法による場合には、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)と経済的に同等と評価される価格(対象者が株式併合又は株式分割等、支払う対価の調整を要する行為を行わない限り、1株当たり、本公開買付価格と同額)により、対象者株式を取得する方針です。このような追加取得の具体的な時期及び方法並びにその後の株主総会による株式併合に係る議案の承認までに要する期間については、市況等の諸事情によるため現時点では決定することができませんが、公開買付者としては実務上可能な限り速やかに株式併合が実施されるように最大限努めるものといたします。

公開買付者は、下記「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「① 届出日の前々日又は前日現在の預金」に記載のとおり、本公開買付けに要する資金を、公開買付者の自己資金により賄うことを予定しております。

対象者が2025年10月15日に公表した「支配株主である株式会社0ICグループによる当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2025年10月15日開催の対象者取締役会において、対象者の取締役6名のうち、公開買付者の取締役の地位を有する内田貴之氏及び公開買付者の子会社の取締役の地位を有する佐藤博和氏を除く利害関係を有しない取締役4名全員が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員の一致により、本公開買付けに関し、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。なお、対象者における本公開買付けに対する意見及び意思決定の過程については、対象者プレ

スリリース及び下記「(3) 本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

- (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け及び本取引後の経営方針
 - ① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者は、1972年2月に設立され、2023年5月に商号を「株式会社ロピア・ホールディングス」から現在の「株式会社0ICグループ」に変更いたしました。公開買付者は、本書提出日現在、公開買付者、及び主力事業会社であり公開買付者の子会社である株式会社ロピア(以下「ロピア」といいます。)を含む子会社38社及び対象者からなる企業グループ(以下「公開買付者グループ」といいます。)により構成されております。

なお、公開買付者は食品スーパーマーケットの運営等を営む事業会社であり、グループ全体での売上高は5,213億円(2025年2月期)となっております。ロピアは、公開買付者グループの中の主力会社で公開買付者のスーパーマーケット事業における店舗の運営会社であり、首都圏を基盤として、国内124店舗を運営しており、公開買付者グループでは海外8店舗を合わせて合計132店舗(2025年7月時点。公開買付者と対象者の共同開発による店舗を含みます。)のスーパーマーケット事業を運営しております。

現在、公開買付者グループにおいては、生鮮食品や精肉の仕入れから加工、製品化、配送までを一貫して自社で行うことで、コストの削減を実施し、価格の安さとプロセスセンターから店舗までの温度管理の徹底による鮮度管理により売上を伸ばしていると認識しております。また、各店舗の精肉、鮮魚、青果、食品、惣菜の部門責任者(チーフ)が自らの裁量で商品選定を行うことが特徴であり、更に自社のプライベートブランド(以下「PB」といいます。)と、全国的なネットワークを生かし、「そこにしかない食材」を提供することで特別な存在となることを目指しております。公開買付者グループは、ロープライスのユートピア(理想郷)をつくることを目標に、お客様はもちろんのこと、お取引先様や、従業員の方々など、全てのパートナーの皆様に愛される、ロープライスのユートピア(ロピア)の実現に向けて取り組んでおります。

「同じ商品ならより安く」、「同じ価格ならより良いものを」が公開買付者のモットーです。安く仕入れた商品を安く提供すること、良い商品をそろえることは他のお店でもできますが、公開買付者が挑むのは「高品質なものを安く」提供するというミッションです。それを実現するために魅力的な商品を仕入れ、製造し、良いものをお客様にご納得いただける価格で提供できるように、日々工夫をし続けています。

一方、対象者は、1996年3月に株式会社大川(現株式会社大川ホールディングス)による全額出資を受ける形で株式会社大川ホームセンターとして設立され、2005年3月に社名を株式会社スーパーバリューに変更の上、ストアブランドを「SuperValue(スーパーバリュー)」に統一したとのことです。その後、2008年2月に株式会社ジャスダック証券取引所(以下「ジャスダック証券取引所」といいます。)へ上場し、2010年4月のジャスダック証券取引所と株式会社大阪証券取引所(以下「大阪証券取引所」といいます。)の合併に伴う大阪証券取引所JASDAQ市場への上場、2013年7月の東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴う東京証券取引所JASDAQ市場への上場を経て、2022年4月4日付で行われた東京証券取引所の市場区分の再編により、東京証券取引所スタンダード市場に移行し、現在に至るとのことです。

本書提出日現在、対象者は食品スーパーマーケット(以下「SM」といいます。)単独の小売店舗及び一部で SMとホームセンター(以下「HC」といいます。)を併設した複合型小売店舗を埼玉県及び東京都を中心に展開しており、対象者半期報告書によれば、2025年10月15日現在、埼玉県に12店舗、東京都に11店舗、千葉県に3店舗の合計26店舗を展開しているとのことです。

対象者は、「消費者の皆様から圧倒的なご支持を得る店舗の創造とサービスの提供」をミッションと捉え、「顧客支持No.1店舗の拡大と維持」を経営理念に掲げ、お客様に安心してご利用いただけるよう「お客様第一主義の徹底」、「より良い商品をより安く」、「顧客満足度の高いサービスの提供」をモットーに、地域の皆様より信頼される店舗づくりを進めているとのことです。

対象者を取り巻く事業環境について、対象者は、2023年以降、小売業界においては外出機会の増加で外食や旅行等の個人消費の持ち直しやインバウンド需要の回復が見られ、他業種も含めた価格競争や、光熱費等の上昇や商品メーカー等の相次ぐ値上げによる販売価格への転嫁等によって実質賃金がプラスに転じたものの、消費者の低価格・節約志向の高まり等から、業績に与える影響は不透明な状況であると認識しているとのことです。対象者はこれまでの事業の経過及び経営環境を踏まえ、「より良い商品をより安く」をモットーに、販売価格にメリハリをつけ、集客及び売上高の回復に取り組むとともに、不採算店舗及び不採算店舗内売場の整理、既存店舗の改装、人材確保と育成、労働生産性の向上、コスト削減と在庫管理の徹底、仕入体制の見直し等を通じた収益力の改善に取り組んでいるとのことです。2025年7月14日には、各種取り組みの進捗状況を勘案して、対象者が中長期的に目指す姿を改めて明示すべく、2026年2月期から2029年2月期を対象とする中期経営計画を公表しているとのことです。

公開買付者は、食品スーパーマーケット事業のエリア拡大を展開する中で、対象者が複合型小売店舗及び食品スーパーマーケット単独の小売店舗を埼玉県及び東京都を中心に事業展開している点に着目し、2022年2月10日、公開買付者グループと対象者の連携の可能性を模索しつつ、対象者をグループ化することを目指して、当時対象者の主要株主であった有限会社ドクターホールディングス及びその関係者が保有していた対象者株式のうち、当時の対象者の総議決権の約3分の1にあたる2,100,700株(当時の発行済株式総数(6,334,200株)に対する割合:33.16%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、当時の発行済株式総数に対する割合の計算において同じです。))を譲り受けました。その後、公開買付者は、対象者との提携の可能性に向けて複数回の協議・面談を実施し、当該提携のもたらすシナジーについて検討・検証してまいりました。その結果、2022年3月上旬頃、対象者に対して以下に掲げるシナジーが具体的に見込めるのではないかと判断いたしました。

- (i) 出店エリアの補完・物流センターの共同利用
- (ii) 対象者のホームセンター (HC部門) と公開買付者の事業補完
- (iii) 取扱商品の補完・拡充
- (iv) 商品の品質安定化と生産性の向上
- (v) 既存店改装によるモデル店の構築

また、上記提携の検討と並行して、公開買付者は、2022年5月下旬の対象者との面談において、対象者より、その資金繰り及び財務状況について、2022年2月期の営業損失が8億3百万円となり、業績が悪化したことにより必要手元資金の不足が懸念されていること、また、対象者の月末手元資金は翌月月初に支払う経費及び支払手形決済があることから、月末に必要な最低預金残高を2億80百万円程度と考えているところ、当月の売上推移によってはこれらの支払いが厳しい状態であるとの説明を受けるとともに、資金協力の要請を受けました。かかる要請を踏まえ、公開買付者は、対象者の金融機関からの借入金の返済資金に充てる目的で、対象者が発行する総額金7億円の私募債(「株式会社スーパーバリュー第1回社債(分割制限付少人数私募)」)を引き受けることとなり、2022年5月31日付けで当該私募債を引き受けました。

その後、当該提携によるシナジー及び公開買付者による対象者に対する資金支援を含む従前からの関係・経緯に鑑み、シナジーの獲得、自己資本の増強による財務基盤の強化、安定的な事業基盤の構築、財務体質の抜本的な改善を目的として、対象者が2022年7月15日付で公表した「資本業務提携契約の締結、第三者割当による新株式の発行、親会社並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、同日、対象者との間で資本業務提携契約(以下「本資本業務提携契約」といいます。)を締結し、公開買付者は、同年8月31日を払込期日とする総額約23億円の第三者割当増資による新株式の引受け(以下「第1回第三者割当増資」といいます。)により2,414,700株を取得し、対象者株式を4,515,400株(当時の発行済株式総数(8,748,900株)に対する割合:51.61%)所有するに至りました。

そして、公開買付者グループは、対象者の業績回復に協力してまいりましたが、2022年7月以降は、全国的に新型コロナウィルス感染症が急拡大し、同年2月のロシアによるウクライナ侵攻を機に起きた世界的なインフレと、インフレ抑制に動いた米国の度重なる利上げによる日米の金利差の急拡大で、急速に円安が進み、エネルギー価格の上昇に伴うガソリン価格や電気、ガスといったインフラコストの増加に加え、食品でも数多くの品目で値上げが生じ、対象者においては経営面では厳しい状況が続きました。また、対象者の財務基盤も決して強固なものではなく、第1回第三者割当増資の資金使途の一つであった、2022年12月における全ての取引金融機関に対する総額5億円(一部清算金を含みます。)の返済により、返済後の短期及び長期借入金残高総額は約47億円となりましたが、当該返済後においても、対象者は、引き続き取引金融機関10行から借入金返済の猶予を受けている状況でありました。対象者の財務状況が悪化していく中では、取引金融機関から支払期日のリスケジュール等の更なる金融支援を受けることは非常に難しい状況にあり、対象者の安定的な事業継続・中長期的な視野に立った成長の実現可能性を維持するためには、足元の資金繰りや営業キャッシュ・フローの悪化等を抜本的に解決する必要性が生じておりました。このような状況のもと、対象者の現状の業績回復ペースでは、公開買付者とのシナジー効果を大きく見込んでいる「既存店改装によるモデル店の構築」(上記(v))に充てる資金が十分に捻出できない状況でありました。

そこで、対象者は、2023年2月6日、対象者と公開買付者との共同開発によるモデル店の構築を進め、抜本的に売上高及び収益の改善を図り、店舗オペレーションの改善の効果やノウハウを対象者の既存店舗に拡大導入することで、更なる売上・収益の改善を図り、また、自己資本の増強による財務基盤の強化も併せて行うことを目的として、同年2月24日を払込期日とする総額約39億80百万円の第三者割当増資による新株式の引受け(以下「第2回第三者割当増資」といいます。)を行い、これにより、公開買付者は、対象者株式3,924,850株を取得し、対象者株式を8,440,250株(当時の発行済株式総数(12,673,750株)に対する割合:66.60%)所有するに至りました。公開買付者は、2022年2月10日の対象者株式の取得、第1回第三者割当増資及び第2回第三者割当増資を経て、本書提出日現在、8,440,250株(所有割合:65.24%)の対象者株式を所有しております。

なお、第2回第三者割当増資では、公開買付者は、対象者と協議の上で、対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場への上場を維持するとともに、最適な経営体制の構築を検討していく方針とし、その後、対象者と公

開買付者との共同開発によるモデル店の構築を進める等の経営改善の効果を速やかに得るべく、2022年8月の対象者の臨時株主総会の承認を経て公開買付者が指名した公開買付者の取締役である内田貴之氏(現対象者代表取締役)を、2023年5月の対象者の定時株主総会の承認を経て公開買付者が指名した公開買付者が加一プの取締役である相川博史氏を対象者の取締役として派遣しました。その後も対象者の売上高及び利益の改善を図るべく、店舗のオペレーションの改善の効果やノウハウを対象者の既存店舗に拡大導入し、併せて財務基盤の強化といった経営支援を行ってまいりましたが、対象者の業績の改善は一向に進まず営業赤字が継続する状態であったことから、より一層当該支援の継続及び強化を要すると判断し、対象者が2023年11月8日付で公表した「経営及び業務の指導等に関する業務委託契約の締結に関するお知らせ」に記載のとおり、同日、対象者との間で「経営及び業務の指導等に関する業務委託契約」(以下「本業務委託契約」といいます。)を締結の上、対象者への経営支援を強化し、同年11月27日には対象者の取締役として公開買付者より派遣されていた内田貴之氏が対象者の代表取締役に就任いたしました。

その後、本業務委託契約の下に、両社間のシナジー効果を早期に実現すべく、対象者においては、2024年1月 中旬に、2024年2月期を始期とする、中期経営計画(2024年2月期から2027年2月期)(以下「本中期経営計 画」といいます。)の策定を行いましたが、その僅か9ヶ月後の2024年10月中旬には、モデル店舗等の構築によ り店舗休業が伴うことによる一時的な損失並びにリニューアルオープン後の一定期間はセール等により売上総利 益が減少することや主には固定費の負担、改装に伴う一時経費や固定資産等の処分費用等が生じたことから本中 期経営計画の見直し及び業績予想の下方修正を余儀なくされておりました。更に、対象者が2025年4月14日付で 公表した「2025年2月期決算短信〔日本基準〕(非連結) | においても、2024年2月期の営業損失を約5億円上 回る多額の営業損失(約27億円)を計上しておりました。その後、対象者が2025年7月14日付「中期経営計画の 見直し及び業績予想並びに配当予想の修正に関するお知らせ」(以下「修正後本中期経営計画リリース」といい ます。) において公表した本中期経営計画の2期(2026年2月期及び2027年2月期)の見直しと新たに2期 (2028年2月期及び2029年2月期)を追加した中期経営計画(以下「修正後本中期経営計画」といいます。)で は、対象者において、公開買付者との共同開発によるSM改装モデル店への改装は計画どおり進んでおり、改装 した店舗の売上高は伸長している他、公開買付者グループからの商品仕入等により売上総利益の改善が進んでい ることに加えて不採算店舗及び不採算店舗内売場の対策により利益改善が進んでいるとのことですが、前期 (2025年2月期)の大幅赤字から一転して、2026年2月期より黒字回復が見込まれてはいるものの、修正後本中 期経営計画リリースによれば、修正後本中期経営計画は、その公表日(2025年7月14日)時点において入手可能 な情報に基づき作成されたものであることから、実際の業績は今後様々な要因によって計画数値と異なる可能性 がある旨が示唆されており、実際に対象者においては、直近5事業年度において複数回にわたり業績の下方修正 が行われてきたものと公開買付者としては認識しております。公開買付者は、これまでの計画の不確実性や直近 の業績、並びに非改装店舗の売上高の伸び悩みや後述する資金制約に鑑み、現状の営業損失の水準が今後も継続 する場合は、対象者が数年以内に再び債務超過に陥るほど財務状況が悪化することを懸念しておりました。

更に、直近では対象者の自己資本比率(注1)が約9.5%に留まっており、対象者においては依然として財務基盤の脆弱性や資金調達の制約がみられると公開買付者は認識しております。公開買付者は、対象者が本書提出日現在においても取引金融機関との支払期日のリスケジュール等を継続しており、取引金融機関からの新規の借入は困難な状況であると認識しております。加えて、後述する上場維持基準(流通株式比率)の適合の課題があることから、既に所有割合にして65.24%の対象者株式を所有する公開買付者が、当該流通株式比率を低下させる効果が生じうる第三者割当増資により資金提供を行うことも同様に困難な状況であると認識しております。公開買付者は、かかる状況により、対象者において修正後本中期経営計画を遂行する資金の十分な確保についても懸念が生じていると考えております。

(注1) 対象者半期報告書の「第1企業の概況」の「1 主要な経営指標等の推移」に記載された2025年8月 31日時点の自己資本比率によります。

他方で、足元では対象者株式は上場維持基準(流通株式比率)に適合しない状況が継続しております。対象者の2023年5月29日付「上場維持基準の適合に向けた計画書」(以下「2023年5月29日付計画書」といいます。)及び2024年5月27日付「上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況について」(以下「2024年5月27日付計画書」といいます。)では、対象者は2023年2月末時点及び2024年2月末時点において、東京証券取引所スタンダード市場における上場維持基準のうち流通株式比率の基準である25%以上に適合していない旨を公表しております。従って、公開買付者は、2023年5月29日付計画書及び2024年5月27日付計画書に記載のとおり、流通株式比率について2026年2月28日時点においても上場維持基準を充たしていない場合は、2027年2月28日まで1年間の改善期間に入り、当該改善期間内に上場維持基準への適合が達成されなかったときには、2027年9月1日に上場廃止となるものと理解しておりました。しかしながら、2024年5月27日付計画書においても、2023年5月29日付計画書と同様に非流通株式の保有者が保有している対象者株式のうち、少なくとも15,500単位(1,550,000株)の売却を依頼する方針で交渉を進めているとの方針に全く変更が無く、1年間、当該計画の進捗が全く無い状況でした。

そして、公開買付者は、2025年3月上旬に、対象者の現行の上場維持基準への適合を要する期限(2026年2月 末日)(注2)が2025年3月に入って1年を切り、上記のとおり営業損失が継続し本中期経営計画の実現可能性 に疑念を抱いていたことに加え、2024年5月27日付計画書の進捗が依然として不十分であり、2026年2月に向け て上場廃止リスクや対象者の株価の大幅な下落リスクが高まっており、対象者の一般株主に対して早期に売却機 会を提供することも選択肢に入れるべきと考えたことから、これらの状況を解決すべく同時期より対象者の非公 開化の検討を開始いたしました。そこで、公開買付者は2025年3月中旬に対象者に対して2024年5月27日付計画 書記載の計画の進捗状況について照会をしたところ、対象者より、現在特定の対象者の株主(以下「依頼先株 主」といいます。) に対して売却の依頼を行ったものの、依頼先株主より対象者株式を一度に売却すると株価に 与える影響が大きいため、複数回に分けて売却することを検討していると聞いている旨の回答を得ました。その 後、公開買付者は、2025年5月27日付「上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況について」(以下 「2025年5月27日付計画書」といいます。)により、対象者は対象者株式の売却を非流通株式保有者の株主の 方々に依頼したことをプレスリリースでも改めて確認し、2025年7月23日付「株式の立会外分売終了に関するお 知らせ」により、立会外分売の手法による売却手続の終了を確認しましたが、その数は予定数の15,500単位 (1,550,000株) に対して、3,900単位(390,000株) に留まっており、計画の進捗が十分に見られていない状況 だと認識しました。公開買付者としては、対象者株式の当時の直近1年間(2024年7月24日から2025年7月23日 まで)の1日当たりの平均出来高は約7,198株であり、極めて流動性が乏しい状況であることに加え、今後も引 き続き2025年5月27日付計画書に記載された15,500単位(1,550,000株)のうち、残りの11,600単位(1,160,000 株)全てを2026年2月までに市場で売却することは、対象者株式の出来高を考慮した場合、対象者も認識のとお り市場への売り圧力が強くなり株価に多大な影響を与えるものと考えておりました。従って、公開買付者として は、現在、多額の営業損失が継続し、修正後本中期経営計画による経営改善を図るというステージの中で同じ時 期に2026年2月の上場廃止基準への適合に向けた依頼先株主への売却要請を継続し、2026年2月までの短期間で 依頼先株主が売却を行うことは、結果として対象者の株価の下落を招来する可能性があると考えました。具体的 には、対象者が2025年2月期も引き続き多額の営業赤字を計上している点、修正後本中期経営計画リリースにお いて2026年2月期の業績予想は黒字回復を見込んでいるものの減収からのスタートとなっており、また実際の業 績は今後様々な要因によって計画数値と異なる場合があると示唆されている点及びPBR(注3)も約4.7倍(本公 開買付けの公表日の前営業日である2025年10月14日を基準としております。)と高い水準にある点を踏まえる と、今後も立会外取引に応じていただける株主又は投資家が十分に存在するのか、売却の圧力が高まることで株 価が下落する可能性があるのではないかという疑問を抱いておりました。

- (注2) 2025年2月末日を基準日とする、東京証券取引所によって指定された上場維持基準適合のための改善期間(1年間)の期限を指します。
- (注3) 株価純資産倍率 (Price Book-value Ratio) の略称であり、当該企業の時価総額が、会計上の解散価値である純資産 (株主資本) の何倍であるかを表す指標のことをいいます。

かかる状況を踏まえ、公開買付者は、2025年6月上旬から同年7月下旬にかけて、上場維持基準の不適合による対象者株式の上場廃止リスク及びこれに対応する株価下落リスクが存在する中で、対象者の株主利益に配慮をしつつ、これと同時に、対象者の安定的な事業継続及び中期経営計画の実現可能性の確度を向上させるためには対象者を公開買付者の完全子会社とした上で上場廃止とし、対象者に更なる役員を派遣した上で対象者の経営や財務を抜本的に解決する必要性があるとの考えに至ったことから、対象者の非公開化の検討を更に進めました。

公開買付者は、かかる検討を進める中で、下記(i)乃至(iv)の各施策をより積極的かつ機動的に検討・実行できる経営体制を構築し、これらの施策を迅速に実行し、シナジーを発揮していくことが、中期経営計画の実現確度の向上には必要であるとの認識を持つに至りました。なお、公開買付者において、過去に対象者に対して、下記(i)乃至(iii)の施策の一部について打診した経緯がありましたが、対象者より、仮に当該施策を実施した場合には、東京証券取引所において対象者が不適当な合併等に係る上場廃止審査の対象となるおそれがあり、その後の新規上場審査に準じた審査に適合しない場合には、対象者株式は上場廃止となる可能性があることから、当該施策は受入れられないとの対象者の見解を受けた経緯があります。そのため、公開買付者としては、対象者株式が上場維持された状態においては当該施策の実現が困難であるものの、本取引により対象者を非公開化することで、当該施策を実現することが可能になると考えております。

(i) ブランド戦略の強化

公開買付者と対象者はそれぞれ異なる地域性・顧客層に根差したブランドを確立しております。本取引後においては、両ブランドの独自性を維持しながら、グループとしての統一感と連携を強化し、スーパーマーケット業界に属する企業としての信頼性及び市場プレゼンスを高めてまいります。具体的には、「日常使い」の対象者と「特別使い・体験型」の公開買付者という形でブランドの役割を明確にし、顧客は都心部近郊の対象者店舗で日常の買い物を行う利便性を享受しつつ、週末や特別な買い物においては公開買付者の大

型店舗において豊富な品揃えや体験型の購買を楽しむことが可能となります。これにより、顧客に対する来店動機(集客)を高め、ライフスタイルに応じた多様な購買機会を提供し、顧客満足度の向上及び顧客基盤の拡大を実現します。

(ii) 地域特性や物件特性に応じた店舗フォーマットの最適化

修正後本中期経営計画リリースに記載のとおり、公開買付者との共同開発によるSM改装モデル店への改装は計画どおり進んでおり、改装した店舗の足元の売上高は伸長しているものの、それ以外の店舗については、依然として売上が伸び悩んでいる状況です。本取引後においては、当該店舗についても公開買付者のブランドや店舗フォーマットを活用した店舗戦略の選択肢まで広げつつ、対象者との協議の中で店舗フォーマットの最適化を実現したいと考えております。

(iii) 組織運営の高度化を目的とした最適な人材配置や人材交流の実施

公開買付者は、これまで対象者が上場会社としての経営独立性を維持するため、対象者経営陣の意向を尊重し、複数の取締役を派遣している点を除き、主要な経営人材や要職(財務、経営企画、事業推進など)については専門人材の派遣は最小限に留めておりました。例えば、対象者では地域店長やスーパーバイザーを多数配置するなど、小型・中型店舗に人材を厚く配置する運営を行っておりますが、最適な人材配置体制については引き続き改善の余地があると考えております。本取引後においては、公開買付者は、更なる専門人材の派遣やグループ内での人材交流を促進し、店舗チーフやバイヤー間での知見の共有を進めることを狙いとしており、これにより組織運営の高度化と対象者の人材育成の強化を実現する方針です。

(iv) 財務基盤の安定化と成長資金の確保

本取引後、対象者は公開買付者の完全子会社となり、上場廃止となりますが、その結果、対象者に少数株主が存在しなくなることで資本関係が単純化され、これまで以上に対象者に対して柔軟かつ迅速な財務面での支援の検討が可能になると考えております。これにより、対象者は公開買付者の信用力及び資金力の枠組みに入ることで、資金調達コストの低下や金融機関との取引条件の改善の他、仕入先や物流等の取引条件の改善が期待されます。このように資金調達コストの低下やキャッシュ・フローが改善することから対象者の財務基盤の安定化を図ることが可能となります。また、非公開化後においては、上場維持基準(流通株式比率)の適合を考慮する必要性もなくなることから、公開買付者が対象者から第三者割当増資を引き受けることにより対象者に対して成長資金を供給することも可能となります。

他方で、公開買付者は、対象者を非公開化した場合に想定されるデメリットについても検討しました。一般的には、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなる他、上場会社として享受してきた社会的な信用力及び知名度、並びにそれらによる優れた人材の確保等に影響を及ぼすということが考えられます。しかしながら、上記のとおり、上場を維持したままでの増資の活用による資金調達の実現可能性は低く、また、非公開化後においては、公開買付者グループからの追加的な出資による資金支援の選択肢もあり、公開買付者の信用力を背景に取引金融機関との円滑な交渉が可能であることから資金調達の面ではデメリットはないと考えております。また、対象者がこれまでの事業運営により積み重ねてきた信頼や獲得してきた知名度に関しては上場廃止により直ちに失われるものではなく、かつ、上記(i)に示したとおり、本取引後においては公開買付者の完全子会社となることで、対象者の各店舗の地域性・顧客層に根差したブランド戦略がより一層可能となり対象者のブランド力も強化されることから、顧客の流入や人材採用の強化等、公開買付者の強固なブランド力が対象者にも好影響を与えるものと期待しております。更に、公開買付者の完全子会社となることによって、上述した社会的信用力及び知名度、並びに財務基盤の安定化や当該ブランド力については、維持あるいは向上することが期待されると考えられることから、対象者の取引先との関係性も継続できるものと考えております。かかる状況に照らした場合、公開買付者は、上記のデメリットは限定的であり、本取引によるメリットが当該デメリットを上回ると判断しております。

上記のとおりの検討過程を経た上で、公開買付者は、2025年7月24日付で、対象者に対して、本取引に関する 法的拘束力のない提案書(以下「本提案書」といいます。)を提出し、対象者株式及び本新株予約権を対象とす る、現金対価の公開買付けを通じて、対象者を非公開化することを提案いたしました。

本公開買付価格については、対象者の一般株主が置かれている状況(上述したとおり、対象者が2026年2月に上場廃止基準に抵触する可能性がある中で、依頼先株主による対象者株式の更なる売却が見込まれており株価下落のおそれがあること等。)を踏まえた上で、本取引により対象者株式の時価や1株当たり純資産額を参考価格として売却する機会を速やかに提供した方が対象者の一般株主において相対的に多くの経済的利益を得られるものと考えたことから、当該時点では、本提案書提出時点の対象者株式の市場株価(本提案書提出日の前営業日である2025年7月23日の対象者株式の終値は633円でした。)を想定している旨の考え方を示しました。また、本公開買付けにおける本新株予約権1個当たりの買付け等の価格(以下「本新株予約権買付価格」といいます。)については、対象者株式1株当たりの行使価額(1円)が対象者の株価を下回っていることから、公開買付価格の均一性の趣旨に反しないよう、本公開買付価格と行使価額の差額に本新株予約権1個の目的となる対象者株式

の数である300を乗じた金額とさせていただくことを予定している旨を伝えました。

その後、2025年8月12日に、対象者から、本特別委員会(下記「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至っ た意思決定の過程及び理由」の「(i)公開買付者からの提案及び検討体制の構築の経緯」に定義します。以下 同じです。)を設置し、本取引の実施に向けた協議・交渉に応じる旨の連絡を受けました。そして、公開買付者 は、2025年9月4日に、対象者及び本特別委員会から、本取引の目的や背景、本取引におけるメリット・デメリ ット、本取引後の経営方針等について書面による質問を受け、2025年9月8日に当該質問事項について書面によ り回答(以下「9月8日付回答」といいます。)を行いました。また、公開買付者は、2025年9月5日、対象者 より、公開買付価格を含む取引条件につき、対象者の一般株主への配慮等の観点から特に慎重な判断を要するた め、対象者株式の本源的価値や類似事例におけるプレミアム水準に照らして、納得感のある価格をご提示いただ き、一般株主にとって十分に魅力的な売却機会を提供いただくことが肝要と考える旨の意向を示した書面(以下 「9月5日付書面」といいます。)を受領いたしました。その後、2025年9月9日に、公開買付者は、本特別委 員会に招聘され、その際の対話や質疑応答において、9月8日付回答について説明するとともに、本取引の目的 や背景、本取引後の経営方針と上記(i)乃至(iv)を企図していること、そのために非公開化を必要とする理由、 本取引におけるメリット・デメリット、本取引のスキーム、本取引における手続・諸条件等を対象者に対して説 明しました(以下、同日に実施された特別委員会を「9月9日付特別委員会」といいます。)。その後も、公開 買付者は、2025年9月16日から2025年10月14日までの間、対象者及び本特別委員会との間で本公開買付価格及び 本新株予約権買付価格に関する協議・検討を重ねました。

具体的には次のとおりです。公開買付者は、9月5日付書面及び9月9日付特別委員会での協議を踏まえて、 社内で慎重に検討を行い、対象者に対し、2025年9月16日、本公開買付価格を730円、本新株予約権買付価格は 本公開買付価格と行使価額の差額に本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数である300を乗じた金額とす る旨の提案を行いました。なお、当該本公開買付価格は、当該価格提示日の前営業日である2025年9月12日の東 京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値643円に対して13.53%のプレミアム、同日までの過去 1ヶ月間の終値単純平均値648円に対して12.65%のプレミアム、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値687 円に対して6.26%のプレミアムが付与され、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値751円に対して2.80%の ディスカウントとなる水準でした。これに対し、対象者より、2025年9月18日、当該提案価格は、対象者の一般 株主の利益に十分配慮したものではないとして、本公開買付価格の再提案を要請する旨の回答がありました。こ れに対して、公開買付者は、改めて本公開買付価格に関する検討を行い、対象者に対し、2025年9月24日、本公 開買付価格を762円、本新株予約権買付価格は本公開買付価格と行使価額の差額に本新株予約権1個の目的とな る対象者株式の数である300を乗じた金額とする旨の2回目の提案を行いました。なお、当該本公開買付価格 は、当該価格提示日の前営業日である2025年9月22日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の 終値641円に対して18.88%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値646円に対して17.96%のプ レミアム、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値676円に対して12.72%のプレミアム、同日までの過去6ヶ 月間の終値単純平均値741円に対して2.83%のプレミアムが付された水準でした。これに対し、対象者より、 2025年9月26日、当該提案価格は、対象者の一般株主にとって未だ十分なものではないとして、本公開買付価格 の再提案を要請する旨の回答がありました。これに対して、公開買付者は、改めて本公開買付価格に関する検討 を行い、対象者に対し、2025年10月2日、本公開買付価格を781円、本新株予約権買付価格は本公開買付価格と 行使価額の差額に本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数である300を乗じた金額とする旨の3回目の提 案を行いました。なお、当該本公開買付価格は、当該価格提示日の前営業日である2025年10月1日の東京証券取 引所スタンダード市場における対象者株式の終値649円に対して20.34%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間 の終値単純平均値646円に対して20.90%のプレミアム、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値665円に対し て17.44%のプレミアム、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値729円に対して7.13%のプレミアムが付され た水準でした。これに対し、対象者より、2025年10月3日、当該提案価格は、対象者の一般株主にとって未だ十 分なものではないとして、本公開買付価格の再提案を要請する旨の回答がありました。これに対して、公開買付 者は、改めて本公開買付価格に関する検討を行いましたが、公開買付者としては、上記の3回目の提案における 本公開買付価格は、十分なプレミアムを付したものであり、対象者の一般株主の利益に最大限配慮した提案であ って、更なる公開買付価格の引上げは困難であると考えたことから、対象者に対し、2025年10月7日、引き続 き、本公開買付価格を781円、本新株予約権買付価格は本公開買付価格と行使価額の差額に本新株予約権1個の 目的となる対象者株式の数である300を乗じた金額とする旨の4回目の提案を行いました。なお、当該本公開買 付価格は、当該価格提示日の前営業日である2025年10月6日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者 株式の終値645円に対して21.09%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値646円に対して 20.90%のプレミアム、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値661円に対して18.15%のプレミアム、同日ま での過去6ヶ月間の終値単純平均値724円に対して7.87%のプレミアムが付された水準でした。これに対し、対 象者より、2025年10月8日、当該提案価格は、対象者の一般株主にとって未だ十分なものではないとして、再度 本公開買付価格の再提案を要請する旨の回答がありました。これに対して、公開買付者は、改めて本公開買付価

格に関する検討を行い、対象者に対し、2025年10月10日、本公開買付価格を795円、本新株予約権買付価格は本公開買付価格と行使価額の差額に本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数である300を乗じた金額とする旨の5回目の提案を行いました。なお、当該本公開買付価格は、当該価格提示日の前営業日である2025年10月9日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値647円に対して22.87%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値646円に対して23.07%のプレミアム、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値656円に対して21.19%のプレミアム、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値722円に対して10.11%のプレミアムが付された水準でした。これに対し、対象者より、2025年10月14日、最終的な意思決定は2025年10月15日に開催予定の対象者取締役会での決議によることを前提として、当該5回目の提案における本公開買付価格及び本新株予約権買付価格にて、本公開買付けに賛同し、対象者の株主及び本新株予約権者に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明する予定である旨の回答がありました。

なお、公開買付者は、本提案書提出以降、上記協議・検討の間、本新株予約権買付価格は一貫して、公開買付価格の均一性の趣旨に反しないよう、本公開買付価格と行使価額の差額に本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数である300を乗じた金額とする方針を対象者に提示しておりましたが、当該方針につきましては、対象者より特段異議は述べられておりません。

公開買付者は、2025年10月15日、対象者の非公開化を目的として、本公開買付価格を795円、本新株予約権買付価格を238,200円とする本公開買付けを行うことについて決議いたしました。

② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

対象者プレスリリースによれば、対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由は以下の とおりとのことです。

(i) 公開買付者からの提案及び検討体制の構築の経緯

対象者は、上記「① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、公開買付者から、2025年7月24日に、本取引の目的、提案の背景、日程案、公開買付者において本取引を検討するために構築した体制の概要等を記した法的拘束力のない初期的な提案書である本提案書を受領したとのことです。これを受けて対象者は、本取引の検討並びに公開買付者との本取引に係る協議及び交渉を行うにあたり、2025年8月1日付の対象者取締役会にて、対象者及び公開買付者グループから独立したリーガル・アドバイザーとして対象者の顧問弁護士を務めている弁護士法人北浜法律事務所(以下「北浜法律事務所」といいます。)を、対象者及び公開買付者グループから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、北浜法律事務所より紹介を受けた株式会社KPMG FAS(以下「KPMG」といいます。)を選任したとのことです。

また、対象者は、公開買付者が対象者の支配株主(親会社)であり、本公開買付けを含む本取引がMBO 等に該当し、構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存在する取引に該当することに 鑑み、対象者の意思決定の恣意性及び利益相反のおそれを排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観 性を確保し、本取引の公正性を担保するため、2025年8月1日開催の対象者取締役会の決議により、稲田将 人氏(対象者独立社外取締役)、成相宏氏(対象者独立社外取締役、税理士)、宮武孝治氏(対象者独立社 外取締役、税理士)、長嶋陽宏氏(対象者独立社外監査役、公認会計士兼税理士)及び北浜法律事務所より 紹介を受けた柴田堅太郎氏(弁護士、柴田・鈴木・中田法律事務所)の5名から構成される特別委員会(以 下「本特別委員会」といいます。) (本特別委員会の設置等の経緯、検討の経緯及び判断内容等について は、下記「(3) 本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回 避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置 | の「② 対象者における独立した特別 委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)を設置し、本特別委員会に対し、 (i)本取引の是非(企業価値向上に資するか否かを含みます。)、(ii)本取引に係る取引条件の公正性(買 収対価の水準、買収対価の種類等が公正なものとなっているか否かを含みます。)、(iii)本取引に係る手続 の公正性(取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられているか否かを含みます。)、(w)本 取引が対象者の一般株主にとって公正なものであるか(以下、(i)から(iv)を総称して「本諮問事項」とい います。)について諮問し、本諮問事項についての答申書を対象者取締役会に提出することを委嘱したとの ことです。また、対象者取締役会が本取引に関する決定を行うに際しては、本特別委員会の判断内容を最大 限尊重することを決議しているとのことです。

更に、対象者は、下記「(3) 本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、2025年8月20日開催の第1回特別委員会において、本特別委員会より、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定

機関である K P M G 並びに対象者のリーガル・アドバイザーである北浜法律事務所について、対象者及び公開買付者グループからの独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、選任の承認を受けているとのことです。また、対象者は、下記「(3) 本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、公開買付者グループから独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制を対象者の社内に構築するとともに、かかる検討体制(本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。)に独立性及び公正性の観点から問題がないことについて、2025年8月20日開催の第1回特別委員会において承認を受けているとのことです。

(ii)検討・交渉の経緯

対象者は、KPMGから対象者株式の価値算定結果に関する報告、公開買付者との交渉方針に関する助言 その他の財務的見地からの助言を受けるとともに、北浜法律事務所から本取引における手続の公正性を確保 するための対応等についての法的助言を受け、これらを踏まえ、本特別委員会の意見の内容を最大限尊重し ながら、本取引の是非及び取引条件の妥当性について、慎重に検討を行ってきたとのことです。

また、2025年7月24日に公開買付者から本提案書を受領して以降、対象者は、公開買付者との間で、本公開買付価格を含む本取引における取引条件について継続的に協議及び交渉を行ってきたとのことです。

具体的には、対象者及び本特別委員会は、2025年7月24日に公開買付者から本提案書を受領したことを踏まえて、対象者における検討・協議を進め、2025年9月5日に対象者から公開買付者に対して、本提案書に対する回答書(9月5日付書面)を送付し、公開買付価格を含む取引条件につき、対象者の一般株主への配慮等の観点から特に慎重な判断を要するため、対象者株式の本源的価値や類似事例におけるプレミアム水準に照らして、納得感のある価格をご提示いただき、対象者の一般株主にとって十分に魅力的な売却機会を提供いただくことが肝要と考える旨の意向を伝達したとのことです。

また、並行して2025年9月4日に、公開買付者に対して、本取引の意義・目的、本取引によって実現可能と見込まれるシナジーの内容、本取引後の経営方針等について書面により質問を行ったところ、2025年9月8日に公開買付者から当該質問事項について書面による回答(9月8日付回答)を受けたとのことです。更に、9月9日付特別委員会において、公開買付者から、本取引の意義・目的、本取引によって実現可能と見込まれるシナジーの内容、本取引後の経営方針、本公開買付価格を含む本取引の条件を検討する上で公開買付者が考慮する要因等に関する追加の説明を受け、これに対する質疑応答を行うとともに、本取引についての意見交換を行ったとのことです。その上で対象者は、本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か等についての検討を継続することとし、また、並行して、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格に係る公開買付者との協議・交渉を2025年9月16日に開始したとのことです。

本公開買付価格及び本新株予約権買付価格については、対象者は、公開買付者から、2025年9月16日に、 本公開買付価格を730円(前営業日時点の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値643円 に対して13.53%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値648円に対して12.65%のプレミ アム、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値687円に対して6.26%のプレミアムが付与され、同日まで の過去6ヶ月間の終値単純平均値751円に対して2.80%のディスカウントとなる価格)、本新株予約権買付 価格を本公開買付価格と行使価額との差額に本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数である300を乗 じた価格とする旨の具体的な本公開買付価格の金額提示を含む第1回提案を受けたとのことです。これに対 して、対象者は、公開買付者に対し、2025年9月18日に、上記第1回提案における本公開買付価格及び本新 株予約権買付価格は対象者の一般株主の利益に十分配慮したものとは言い難いとして、本公開買付価格及び 本新株予約権買付価格の再検討を要請したとのことです。これに対し、対象者は、公開買付者から、2025年 9月24日に、本公開買付価格を762円(前営業日時点の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株 式の終値641円に対して18.88%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値646円に対して 17.96%のプレミアム、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値676円に対して12.72%のプレミアム、同 日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値741円に対して2.83%のプレミアムが付された価格)、本新株予約 権買付価格を本公開買付価格と行使価額との差額に本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数である 300を乗じた価格とする旨の第2回提案を受けたとのことです。これに対して、対象者は、公開買付者に対 し、2025年9月26日に、上記第2回提案における本公開買付価格及び本新株予約権買付価格は依然として対 象者株式の本源的価値や対象者の一般株主の利益に十分配慮したものとは言い難いとして、本公開買付価格 及び本新株予約権買付価格の再検討を要請したとのことです。これに対し、対象者は、公開買付者から、 2025年10月2日に、本公開買付価格を781円(前営業日時点の東京証券取引所スタンダード市場における対 象者株式の終値649円に対して20.34%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値646円に対 して20.90%のプレミアム、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値665円に対して17.44%のプレミア

ム、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値729円に対して7.13%のプレミアムが付された価格)、本新 株予約権買付価格を本公開買付価格と行使価額との差額に本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数で ある300を乗じた価格とする旨の第3回提案を受けたとのことです。これに対して、対象者は、公開買付者 に対し、2025年10月3日に、上記第3回提案における本公開買付価格及び本新株予約権買付価格は、対象者 株式の本源的価値や過去の終値単純平均値に対するプレミアム水準に鑑みると、依然として対象者の一般株 主の利益に十分配慮したものとは言い難いとして、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の再検討を要 請したとのことです。これに対し、対象者は、公開買付者から、2025年10月7日に、本公開買付価格を781 円(前営業日時点の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値645円に対して21.09%のプ レミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値646円に対して20.90%のプレミアム、同日までの過去 3ヶ月間の終値単純平均値661円に対して18.15%のプレミアム、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値 724円に対して7.87%のプレミアムが付された価格)、本新株予約権買付価格を本公開買付価格と行使価額 との差額に本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数である300を乗じた価格としたまま据え置く旨の 第4回提案を受けたとのことです。これに対して、対象者は、公開買付者に対し、2025年10月8日に、上記 第4回提案における本公開買付価格及び本新株予約権買付価格は、第3回提案における本公開買付価格及び 本新株予約権買付価格と同額であり、対象者株式の本源的価値や過去の終値単純平均値に対するプレミアム 水準に鑑みると、依然として対象者の一般株主の利益に十分配慮したものとは言い難いとして、本公開買付 価格及び本新株予約権買付価格の再検討を要請したとのことです。これに対して、対象者は、公開買付者か ら、2025年10月10日に、本公開買付価格を795円(前営業日時点の東京証券取引所スタンダード市場におけ る対象者株式の終値647円に対して22.87%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値646円 に対して23.07%のプレミアム、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値656円に対して21.19%のプレミ アム、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値722円に対して10.11%のプレミアムが付された価格)、本 新株予約権買付価格を本公開買付価格と行使価額との差額に本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数 である300を乗じた価格としたまま据え置く旨の第5回提案を受けたとのことです。対象者は、公開買付者 による第5回提案の内容を本特別委員会にも共有の上、対象者の第三者算定機関による対象者株式価値の試 算結果や、本公開買付価格795円に基づくプレミアム水準等を勘案して慎重に検討し、最終的な意思決定は 2025年10月15日に開催予定の対象者取締役会での決議によることを前提として、公開買付者からの第5回提 案における本公開買付価格及び本新株予約権買付価格にて、本公開買付けに賛同し、対象者の株主及び本新 株予約権者に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明する予定である旨、2025年10月 14日に公開買付者に回答したとのことです。

(iii) 対象者の意思決定の内容

以上の経緯のもとで、対象者は、2025年10月15日開催の対象者取締役会において、北浜法律事務所から受けた法的助言、KPMGから受けた財務的見地からの助言及び同社から受領した2025年10月14日付株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。なお、対象者は、本新株予約権買付価格が、本公開買付価格と行使価額との差額に本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数である300を乗じた金額とされ、本公開買付価格を元に決定されていることから、本新株予約権の価値についてKPMGから算定書を取得しておりません。)の内容を踏まえつつ、本答申書(下記「(3)本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「②対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」の「(iii)判断内容」に定義します。以下同じです。)において示された本特別委員会の判断内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格及び本新株予約権買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

その結果、対象者としても、公開買付者の完全子会社となることにより、上記「① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、公開買付者の有するリソースやブランド力を最大限活用することにより、中長期的な目線から対象者の企業価値向上を目指すことが最善と考えるに至ったとのことです。対象者として、公開買付者との連携強化が期待される施策とその施策の実行によって実現可能と考えるシナジーの内容は以下のとおりとのことです。

(a) ブランド戦略の強化

対象者と公開買付者グループは異なる地域、顧客をターゲットとしてそれぞれのブランドを確立してきたとのことです。対象者が公開買付者の完全子会社となることを通じて更にグループとしての一体感・統一感を醸成しつつも、「日常使い」の場面では対象者のブランドが、「特別使い」の場面では公開買付者グループのブランドが想起されるような関係性を維持することで、顧客の来店動機を高め、ライフスタイ

ルに応じた多様な購買機会を提供し、もって顧客満足度の向上及び顧客基盤の拡大を実現可能であると考えているとのことです。

(b) 地域特性や物件特性に応じた店舗運営・フォーマットの最適化

対象者と公開買付者グループとの共同開発によるSM改装モデル店への改装を更に推し進めることで、店舗単位での集客力の改善を期待しているとのことです。具体的には、公開買付者グループのPB商品の仕入拡大やオリジナル商品によるラインアップの拡充を図る一方で、対象者が培った都心近傍エリアにおける顧客動向・ニーズの分析力を生かして店舗単位の商品戦略を柔軟に変更することで、顧客満足度を向上させることでもって集客力を強化し、ひいては店舗収益拡大につなげることが可能と考えているとのことです。また、公開買付者グループが傘下に持つ生鮮部門の加工センターからの供給拡大、共同購買の実施によって安定供給と原価低減を両立することが可能であると考えているとのことです。

(c) 最適な人材配置の実現、人材交流の深化を通じた組織運営の高度化

対象者が公開買付者の完全子会社となることにより、主要な経営人材や要職(財務、経営企画、事業推進等)においても公開買付者グループからの人材派遣や交流の活発化が可能となり、最適な人材配置が可能となるとのことです。こうした人材の配置転換、新たな人材の登用を通じて現場レベルでの知見の共有も進み、結果的に組織全体の運営高度化を実現できると考えているとのことです。

(d) 財務基盤の安定化と中長期的な目線に立った成長資金の確保

対象者が公開買付者の完全子会社となることにより、対象者は公開買付者グループの信用力及び資金力の枠組みに入ることとなり、資金調達コストの低下、外部金融機関との取引条件改善の他、仕入先や物流等の業務委託先との取引条件の改善が期待されるとのことです。また、対象者が公開買付者の完全子会社となることにより対象者は上場廃止となり、短期的な業績変動、ひいては株価推移に囚われることなく、場合によっては公開買付者グループからの追加的な資本注入も選択肢として、中長期的な目線に立ち、安定的に成長資金を確保することが可能になると考えているとのことです。

仮に、対象者が上場企業としての独立性を維持したまま上記(a) 乃至(d) に記載した施策を実行しようとした場合、東京証券取引所において不適当な合併等に該当するものと認定され、意図せぬタイミングで対象者株式が上場廃止に至る可能性があり、また、対象者において上場維持基準(流通株式比率)を充足できず、対象者株式が上場廃止に至る可能性もあり、対象者の株主の皆様に不測の損害を与えるおそれがあることからしても、当該リスクが顕在化する前に、本取引を通じて対象者の非公開化を実現し、公開買付者グループとの更なる連携強化を模索する必要があると考えているとのことです。

なお、対象者は上記検討と並行して、対象者が公開買付者の完全子会社となることを通じて上場廃止となった場合のデメリットについても検討を行ったとのことです。一般的には、資本市場からの資金調達が不可能となること、これまで上場会社として享受してきた社会的な信用力や知名度を喪失する可能性があることがデメリットとして想定されるとのことですが、非公開化を通じて、現在対象者において発生している上場維持コストが削減される他、公開買付者の完全子会社になることにより、公開買付者グループからの安定的な資金調達機会を得ることに加え、公開買付者グループの人的資源、信用力やブランド力を最大限活用した事業運営が可能となることに鑑みれば、上場廃止によるデメリットは限定的であり、上記「① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者の中長期的な企業価値向上が見込まれるメリットの方が大きいと考えているとのことです。

また、対象者は、以下の点から、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格、並びに本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して相応のプレミアムを付した価格での合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

(ア)本公開買付価格が、下記「(3)本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「①対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の本株式価値算定書におけるKPMGによる対象者株式の価値算定結果のうち、市場株価平均法に基づく算定結果のレンジの上限額を上回るとともに、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)に基づく算定結果のレンジの範囲内となっている。

ダード市場における対象者株式の終値650円に対して22.31%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間 の終値単純平均値646円に対して23.07%のプレミアム、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値 650円に対して22.31%のプレミアム、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値719円に対して 10.57%のプレミアムをそれぞれ加えた価格である。この点、上記「① 公開買付者が本公開買付け の実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者が東京証券取引 所スタンダード市場における上場維持基準のうち流通株式比率を充たしておらず、2026年2月に上場 廃止基準に抵触する可能性があることに鑑みれば、経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指 針」(以下「公正M&A指針」といいます。)を公表した2019年6月28日以降、2025年9月30日まで に公表された類似事例(上場企業(REITを除く)を対象として公表され、成立した公開買付け案件の うち、対象会社の完全子会社化を企図した親子会社間の公開買付け案件であって、かつ、公開買付け 公表の前営業日時点の株価を基礎としたPBRが2倍以上の事例(但し、公表日前にリーク・憶測報道 があった事例、発表前日のプレミアムがディスカウントとなっている事例を除く。以下「本類似事 例」といいます。)) と同水準のプレミアムでなければ本取引を実施すべきではないと直ちに判断す ることは必ずしも適切ではないと考えられる。その上で、本類似事例9件におけるプレミアムの中央 値は公表日前営業日の終値に対して33.13%、直近1ヶ月の終値単純平均値に対して34.05%、直近3 ヶ月の終値単純平均値に対して31.72%、直近6ヶ月の終値単純平均値に対して34.31%であるもの の、件数ベースでは、直近1ヶ月の終値単純平均値に対して20~30%のプレミアムが付された事例が 4件、直近3ヶ月の終値単純平均値に対して20~30%のプレミアムが付された事例が4件とそれぞれ 最頻値となっており、また公表目前営業日の終値に対して20~30%のプレミアムが付された事例は2 件と最頻値である30~40%のプレミアムが付された事例の件数に次ぐ件数となっている。ここで本公 開買付価格は、公表日前営業日の終値、直近1ヶ月の終値単純平均値及び直近3ヶ月の終値単純平均 値に対して20~30%のプレミアムが付されていることから、本類似事例との比較においても相応のプ レミアムが付されているものと認められる。一方、本公開買付価格は、直近6ヶ月の終値単純平均値 に対するプレミアムは20%に満たない水準であるものの、本類似事例においても直近6ヶ月の終値単 純平均値に対するプレミアムが20%に満たない事例が存在し、上述したとおり対象者株式が東京証券 取引所スタンダード市場における上場廃止基準に抵触するリスクに晒されている状況下で、直近6ヶ 月の終値単純平均値に対するプレミアムが20%に満たない水準であることのみをもって本取引の妥当 性を否定すべきでないと考えられる。

(イ) 本公開買付価格は、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年10月14日の東京証券取引所スタン

- (ウ) 本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の決定に際しては、下記「(3) 本公開買付価格及び本新株 予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付け の公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保 するための措置及び利益相反を回避するための措置が採られており、一般株主の利益への配慮がなさ れていると認められる。
- (エ) 本公開買付価格及び本新株予約権買付価格は、上記措置が採られた上で、対象者と公開買付者との間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が行われ、真摯かつ継続的に協議・交渉が行われた結果として提案された価格であると認められる。
- (オ) 本公開買付けの公表に先立ち、対象者は2025年7月14日付で修正後本中期経営計画リリース及び「株 式の立会外分売に関するお知らせ」(以下「立会外分売リリース」といいます。)を公表している が、中期経営計画の見直しについては、不採算店舗及び不採算店舗内売場の対策による収益改善影響 を合理的に見積もることが可能となった時点で2026年2月期の通期業績予想を開示したことに伴って 修正後本中期経営計画リリースを開示したものであり、立会外分売については、対象者の流通株式比 率を向上させることを目的として2024年3月より依頼先株主に対して対象者株式の売却を依頼してい たところ、当該株主から、対象者株式の売却に応じる意向が2025年7月上旬に示されたことを踏ま え、立会外分売リリースを開示したものであり、いずれも本取引を前提に本公開買付けの公表に先立 つ時期に恣意的に開示時期を設定したものではない。また、2025年7月14日付で修正後本中期経営計 画リリース及び立会外分売リリースを開示して以降、対象者株価が下落した事実は認められるもの の、上述したとおりの不適当な合併等による上場廃止リスク、上場維持基準(流通株式比率)の不充 足による上場廃止リスク(また、それを回避するための施策実施に伴う株価変動リスク)等も考慮す ると、それらのリスクが顕在化する前に、本取引を実施し対象者の非公開化を実現する必要性が認め られる。更に、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格は上記(ア)及び(イ)に記載のとおり、対象 者株式の本源的価値や、修正後本中期経営計画リリース及び立会外分売リリースを開示した2025年7 月14日以前の期間を含む株価終値平均との関係で見ても一定の合理性が認められる水準にあると評価 できる。

- (カ) 本特別委員会が、対象者から適時に交渉状況の報告を受け、交渉上重要な局面において意見、指示、要請等を行うこと等により、取引条件の交渉過程に実質的に関与した上で、下記「(3) 本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本答申書において、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格は公正な価格である旨の意見を述べている。
- (キ)本新株予約権買付価格については、本公開買付価格795円と行使価額との差額に本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数である300を乗じた金額とされており、本公開買付価格を基準として設定されていることから、本取引を通じて本新株予約権者が享受すべき利益が確保された妥当な金額であると考えられる。

以上より、対象者は、2025年10月15日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するともに、対象者の株主及び本新株予約権者が本公開買付けに応募することを推奨することを決議したとのことです。

なお、上記対象者取締役会における決議の方法については、下記「(3) 本公開買付価格及び本新株予約権 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担 保するための措置」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない 監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

③ 本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、対象者の完全子会社化後、対象者及び公開買付者グループとの連携を強化し、一体運営を行うことで、両社間におけるさらなるノウハウの共有と、両社の市場・顧客・取引先等の経営資源の相互活用を推進して、事業基盤の強化及び成長戦略の実現を目指す方針です。

また、本公開買付け成立後における対象者の経営方針について、対象者への経営関与を強化し、迅速かつ柔軟な経営判断や機動的な経営資源配分を実現できる経営体制を早期に構築し、対象者の安定的な事業継続及び中期経営計画の実現可能性の確度を向上させることを目的としております。この他、対象者の取締役の構成につきましては、社外取締役の方々を除き基本的には現状維持とさせていただく方針ですが、公開買付者から対象者に対して新たに取締役を派遣することも検討しております。なお、これらの具体的な内容につきましては、今後対象者と真摯に協議をした上で決定してまいりたいと考えております。

(3) 本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本書提出日現在において、対象者が公開買付者の連結子会社であり、本公開買付けを含む本取引が支配株主との重要な取引等に該当し、また、公開買付者と対象者の公開買付者以外の一般株主及び本新株予約権者の皆様との間に構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存在する取引に該当することに鑑み、本公開買付けの公正性を担保し、利益相反を回避する観点から、それぞれ以下のような措置を講じております。なお、公開買付者は、本書提出日現在、対象者株式8,440,250株(所有割合:65.24%)を既に所有しているため、(i)いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(majority of minority)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する対象者の一般株主及び本新株予約権者の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考えたこと、(ii)対象者の直近5期の各定時株主総会の議案ごとの議決権行使比率は80.51%から90.93%の範囲内で推移しており、本臨時株主総会における議決権行使比率が、かかる水準のうち最大値である90.93%(注1)であったとしても、本臨時株主総会における株式併合に係る議案について公開買付者が議決権を行使することにより、議決権を行使する株主の3分の2超の賛成(73.24%)が見込まれることから、買付予定数の下限を設定しておりません。もっとも、公開買付者及び対象者は、公開買付者及び対象者において下記①乃至⑦の措置を実施していることから、対象者の一般株主及び本新株予約権者の皆様の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

(注1) 詳細は、上記「(1) 本公開買付けの概要」の(注3) をご参照ください。

以下の記載のうち対象者において実施した措置等については、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明 に基づくものです。

① 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(i) 算定機関の名称並びに対象者及び公開買付者との関係

対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、対象者及び公開買付者グループから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるKPMGに対して、対象者株式の価値算定を依頼し、2025年10月14日付で本株式価値算定書を受領したとのことです。なお、対象者は、本新株予約権買付価格が、本公開買付価格と行使価額との差額に本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数である300を乗じた金額とされ、本公開買付価格を元に決定されていることから、本新株予約権の価値についてKPMGから算定書を取得していないとのことです。KPMGは、対象者及び公開買付者グループの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。なお、本取引に係るKPMGに対する報酬には、本公開買付けの公表及び本スクイーズアウト手続の完了を条件に支払われる成功報酬が含まれているものの、対象者は同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合に対象者に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、上記のような成功報酬が含まれることをもって独立性が否定されるわけではないと判断し、KPMGを対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任したとのことです。

(ii) 対象者株式に係る算定の概要

KPMGは、対象者株式の価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者の経営陣から 事業の現状及び将来の見通し等の情報を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、対象者株式の価値 算定を行っているとのことです。複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の価値算定にあたり採用すべ き手法を検討した結果、対象者が継続企業であるとの前提のもと、対象者株式の価値を多面的に評価するこ とが適切であるとの考えに基づき、対象者が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が 存在することから市場株価平均法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するためDCF法を採用してそれ ぞれ株式価値を算定し、対象者は2025年10月14日付で本株式価値算定書を取得したとのことです。

なお、対象者は、本「(3) 本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び 利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載した措置等を踏ま えると、対象者の一般株主の利益には十分な配慮がなされていると考え、KPMGから本公開買付価格の公 正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

KPMGが上記各手法に基づき算定した対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価平均法:646円~719円 DCF法:699円~949円

市場株価平均法では、算定基準日を2025年10月14日として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の同日の終値650円、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値646円、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値650円及び同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値719円を基に、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を646円から719円と算定しているとのことです。

DCF法では、対象者が現時点で合理的に予測可能な期間まで作成した2026年2月期から2029年2月期までの事業計画(以下「本事業計画」といいます。)、対象者の2026年2月期第2四半期における財務情報、一般に公開された情報等の諸要素に基づき、2026年2月期第3四半期以降に対象者が創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより対象者の企業価値や株式価値を算定し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を699円から949円と算定しているとのことです。その際、割引率には加重平均資本コスト(Weighted Average Cost of Capital:WACC)を使用しているとのことです。加重平均資本コストは、資本資産価格モデル(Capital Asset Pricing Model:CAPM)により見積もった資本コストと、節税効果控除後の予想調達金利により見積もった負債コストを、類似上場会社の情報により見積もられた株主資本構成比率で加重平均することにより計算しており、8.4%から9.4%を使用しているとのことです。なお、割引率の計算にあたっては、対象者の企業規模等を勘案した上でサイズリスク・プレミアムを加味しているとのことです。また、継続価値の算定にあたっては、永久成長率法を採用し、永久成長率については外部環境等を総合的に勘案した上で0.0%から1.0%を使用し、継続価値を9,008百万円から12,205百万円と算定しているとのことです。

KPMGがDCF法による分析において前提とした財務予測(以下「本財務予測」といいます。)は以下

のとおりとのことです。本財務予測については、下記「② 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会がその内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性を確認しているとのことです。なお、本財務予測については、前事業年度対比で大幅な利益及びフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2027年2月期に既存店舗2店舗の改装に伴う改装一時金の発生、改装前の売り尽くしに起因する一時的な収益性の低下を見込んでいる一方、2028年2月期において同様の支出や施策を見込んでいないことから、前事業年度対比で411百万円の営業利益の増加を見込んでいるとのことです。また、対象者の主たる事業である食品スーパーマーケットは、曜日を問わず営業し、また商品の仕入れに関する発注を行っている一方、銀行が営業していない休日に仕入れに係る対価を支払うことはできないことから、対象者の買掛金は期末が休日である場合に残高が増加する傾向にあるところ、2028年2月期は2027年2月末日が休日、2028年2月末日が平日であることから多額の買掛金の減少が発生し、前事業年度対比で3,248百万円のフリー・キャッシュ・フローの減少を見込んでいるとのことです。また、2029年2月期は2028年2月期に発生が見込まれる上記買掛金の減少の反動で、前事業年度対比で3,490百万円のフリー・キャッシュ・フローの増加を見込んでいるとのことです。

なお、本事業計画は、本取引の取引条件の妥当性を検討することを目的として、修正後本中期経営計画に準拠した上で、公開買付者との間で重要な利害関係を有しない対象者取締役及び従業員で組成されたチーム(以下「対象者プロジェクトチーム」といいます。)が策定しており、その後、本特別委員会における検討を経て承認されているとのことです。本事業計画は、対象者が2023年2月期以降、2026年2月期にかけて取り組んでいる経営改善施策によって得られる将来の収益及び利益を適切に反映させるため、2026年2月期から2029年2月期までの期間で作成されているとのことです。本事業計画の策定においては、本取引の検討開始以前から取り組んでいる公開買付者との共同開発によるSM改装モデル店舗の構築や不採算店舗及び不採算店舗内売場の閉店・閉所、残存店舗の改装等の施策の効果を見込む一方で、事業環境の大きな変化は見込んでいないとのことです。なお、本取引実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点で見積もることが困難であるため、本財務予測及び価値算定には加味されていないとのことです。

(単位:百万円)

	2026年2月期 (6ヶ月)	2027年2月期	2028年2月期	2029年2月期
売上高	29, 540	60, 696	61, 782	61, 782
営業利益	250	632	1,043	1, 133
EBITDA	572	1, 318	1,729	1, 819
フリー・キャッシュ・フロー	271	1, 028	△2, 220	1, 270

KPMGは、対象者株式の価値算定に際して、対象者から提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全であること、対象者株式の価値算定に重大な影響を与える可能性がある事実でKPMGに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っていないとのことです。また、KPMGは、対象者の資産及び負債(デリバティブ取引、簿外資産・負債、その他偶発債務を含みます。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自の評価又は鑑定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。また、かかる算定において参照した対象者の財務見通しについては、対象者により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は2025年10月14日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としているとのことです。

② 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

(i) 設置等の経緯

上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け及 び本取引後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記 載のとおり、対象者は、2025年8月1日付の対象者取締役会の決議により、本特別委員会を設置したもの の、本特別委員会の設置に先立ち、対象者は、公開買付者から本取引に係る初期的な提案書である本提案書 を受領した2025年7月24日以降、公開買付者グループから独立した立場で、対象者の企業価値の向上及び対 象者の株主及び本新株予約権者の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制 を構築するため、北浜法律事務所の助言も得つつ、公開買付者との間で重要な利害関係を有しない対象者の 社外取締役及び社外監査役に対して、公開買付者からの初期的な提案内容について説明するとともに、本取 引に係る検討・交渉等を行うにあたっては、本特別委員会の設置をはじめとする本取引に係る取引条件の公 正性を担保するための措置を十分に講じる必要がある旨等を個別に説明したとのことです。また、対象者 は、並行して、北浜法律事務所の助言を得つつ、本特別委員会の委員の候補となる対象者の社外取締役及び 社外監査役の独立性及び適格性等について確認を行うとともに、公開買付者グループとの間で重要な利害関 係を有していないこと、及び本取引の成否に関して対象者の一般株主及び本新株予約権者の皆様とは異なる 重要な利害関係を有していないことについても確認を行ったとのことです。その上で、対象者は、公正M& A指針で特別委員会の委員として最も適格性があるとされている社外取締役の稲田将人氏(対象者独立社外 取締役)、成相宏氏(対象者独立社外取締役、税理士)、宮武孝治氏(対象者独立社外取締役、税理士)を 本特別委員会の委員の候補として選定したとのことです。また、対象者は公正M&A指針で社外取締役を補 完するものとして特別委員会の委員として適格性があるとされている社外監査役の中から、公認会計士及び 税理士としての専門性を有する長嶋陽宏氏(対象者独立社外監査役、公認会計士、税理士)を本特別委員会 の委員の候補として選定したとのことです。更に、対象者の取締役、監査役ではないものの、過去他社の公 開買付け等で特別委員会の委員長を務め、同種・類似案件に対する十分な実績・知見を有し、かつ、弁護士 として企業法務に関する豊富な経験及び高い見識を有する社外の有識者として、柴田堅太郎氏(柴田・鈴 木・中田法律事務所、弁護士)を特別委員に選任したとのことです。ここで対象者は、本特別委員会の開催 の機動性及び委員の属性のバランスに鑑みて、上記5名による特別委員会の構成が望ましいと判断したとの ことです(なお、本特別委員会の委員長には、委員間の互選により、対象者の社外取締役である稲田将人氏 が就任しており、本特別委員会の委員は設置当初から変更していないとのことです。)。

その上で、対象者は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け及び本取引後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2025年8月1日付の対象者取締役会の決議により本特別委員会を設置するとともに、本特別委員会に対し、本諮問事項について諮問しているとのことです。

また、対象者は、上記取締役会決議において、対象者取締役会が本取引に関する決定を行うに際しては、本特別委員会の答申を最大限尊重すること及び本特別委員会が本取引の検討及び判断をするために必要な権限を付与することを決議しているとのことです。併せて、対象者は、上記取締役会決議に基づき、本特別委員会に対して、(a) 対象者が本取引の取引条件等について公開買付者との間で行う交渉の過程に実質的に関与する権限(必要に応じて、公開買付者との交渉方針に関して指示又は要請を行うこと、及び、自ら公開買付者と交渉を行うことを含みます。)、(b) 適切な判断を確保するために、対象者の財務アドバイザー、第三者評価機関、法務アドバイザー等の外部専門家(以下「アドバイザー等」といいます。)を指名・承認(事後承認を含みます。)する権限及び必要に応じて独自のアドバイザー等を選任する権限(なお、本特別委員会が独自のアドバイザー等を選任する場合の費用は対象者が負担し、本特別委員会は、対象者のアドバイザー等に対して専門的助言を求めることができます。)、(c) 対象者の取締役、従業員その他本特別委員会が必要と認める者に、本特別委員会への出席、書面による回答その他適宜の方法により、本取引の検討及び判断に必要な情報について説明・提供を求める権限を付与しているとのことです。

上記の対象者取締役会においては、対象者の取締役6名のうち、公開買付者の取締役の地位を有する内田貴之氏及び公開買付者の子会社の取締役の地位を有する佐藤博和氏を除く対象者の取締役4名(中谷圭一氏、稲田将人氏、成相宏氏、宮武孝治氏)にて審議の上、その全員一致により上記の決議を行ったとのことです。また、上記の対象者取締役会においては、対象者の監査役3名全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。対象者の取締役のうち公開買付者の取締役の地位を有する内田貴之氏及び公開買付者の子会社の取締役の地位を有する佐藤博和氏については、本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、上記取締役会を含む本取引に係る対象者取締役会の審議及び決議には参加しておらず、対象者の立場において、本公開買付けに関する公開買付者との協議及び交渉に参加していないとのことです。なお、本特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、本取引の成否にかかわらず固定報酬又は稼働時間に時間単価を乗じて算出する

もののいずれかを支払うものとされており、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

(ii) 検討の経緯

本特別委員会は、2025年8月20日より2025年10月14日までの間に合計11回にわたって、それぞれ委員5名 全員出席のもと開催され、また、必要に応じて都度電子メール又は電話連絡を通じて報告、情報共有、審議 及び意思決定を行う等して、諮問事項に関して、慎重に検討及び協議を実施したとのことです。

本特別委員会は、まず、2025年8月20日開催の第1回特別委員会において、対象者が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関並びにリーガル・アドバイザーについて、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、その選任を承認しているとのことです。なお、本特別委員会は、必要に応じて対象者のアドバイザー等から専門的助言を得ることとし、本特別委員会として独自にアドバイザー等を選任しないことを確認しているとのことです。その上で、本特別委員会は、北浜法律事務所から受けた法的助言を踏まえ、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置について検討を行っているとのことです。

本特別委員会は、公開買付者から、本取引の意義・目的、本取引によって実現可能と見込まれるシナジーの内容、本取引後の経営方針、本公開買付価格を含む本取引の条件を検討する上で公開買付者が考慮する要因等についての説明を受け、質疑応答を行っているとのことです。また、本特別委員会は、対象者から、本取引の意義・目的、本取引によって実現可能と見込まれるシナジーの内容等に関する対象者の見解及び関連する情報を聴取するとともに、これらに関する質疑応答を行っているとのことです。

加えて、本特別委員会は、KPMGから受けた財務的見地からの助言も踏まえつつ、対象者の作成した事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等について対象者から説明を受け、質疑応答を行った上で、これらの合理性を確認し、承認をしているとのことです。その上で、上記「(3) 本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、KPMGは、対象者の事業計画の内容を前提として対象者株式の価値算定を実施しているところ、本特別委員会は、KPMGが実施した対象者株式の価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定の内容及び重要な前提条件について説明を受け、質疑応答及び審議・検討を行った上で、これらの事項について合理性を確認しているとのことです。

また、本特別委員会は、対象者の公開買付者との交渉において、随時、対象者のアドバイザーであるKP MGから受けた財務的見地からの助言及び北浜法律事務所から受けた法的見地からの助言も踏まえて審議・検討を行い、対象者の交渉方針につき、適宜、必要な意見を述べたとのことです。具体的には、本特別委員会は、対象者が公開買付者から本公開買付価格の各提案を受領次第、対象者より本公開買付価格に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、対象者に対して計4回にわたり、公開買付者に対して本公開買付価格の増額を要請すべき旨を意見し、対象者が当該意見に従って公開買付者と交渉を行ったこと等により、対象者と公開買付者との間の協議・交渉過程に実質的に関与したとのことです。

その結果、対象者は、2025年10月10日、公開買付者から、本公開買付価格を1株当たり795円とすることを含む提案を受け、結果として、本公開買付価格を、公開買付者の当初提示額である633円から795円にまで引き上げているとのことです。

更に、本特別委員会は、本公開買付けに関する対象者の意見表明に係るプレスリリース等のドラフトについて、本特別委員会のリーガル・アドバイザーである北浜法律事務所から助言を受けつつ、対象者のファイナンシャル・アドバイザーであるKPMGから複数回説明を受け、質疑応答を行い、対象者の一般株主が本公開買付けに応募するか否かを判断するために必要十分な情報開示がなされる予定であることを確認しているとのことです。

(iii) 判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下で、北浜法律事務所から受けた法的見地からの助言又は意見、並びにKPMGから受けた財務的見地からの助言及び2025年10月14日付で提出を受けた本株式価値算定書を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議・検討を重ねた結果、同日付で、対象者取締役会に対し、大要以下の内容の答申書(以下「本答申書」といいます。)を提出しているとのことです。

第 I 答申

- (A) 本取引は対象者の企業価値向上に資すると認められる(すなわち「是」である。)。
- (B) 本取引の取引条件は公正であると認められる。
- (C) 本取引に係る手続は公正であると認められる。
- (D) 上記(A)乃至(C)を踏まえると、本取引は対象者の一般株主にとって、公正なものであると認められる。

第Ⅱ 答申の理由

(A) 本取引の是非

以下の点より、本取引は対象者の企業価値の向上に資するものであると考える。

- (A) 1 本特別委員会が、書面での質疑応答及び 9 月 9 日付特別委員会における公開買付者に対するインタビューによる質疑応答を通じて、公開買付者による以下の認識又は考えを確認したところ、特に指摘すべき問題点や懸念が見当たらなかったこと。
- ① 公開買付者として、直近では対象者の自己資本比率が約9.5%に留まっており、対象者においては依然として財務基盤の脆弱性や資金調達の制約がみられ、対象者が本答申書提出日現在においても取引金融機関との支払期日のリスケジュール等を継続しており、取引金融機関からの新規の借入は困難な状況であると認識していること。
- ② 上記①に加えて、公開買付者として、対象者株式が上場維持基準(流通株式比率)に適合していない状況が長期間継続しており、対象者株式が現行の上場維持基準への適合を要する期限(2026年2月末日)が迫っていることから、既に所有割合にして65.24%の対象者株式を所有する公開買付者が、当該流通株式比率を低下させる効果が生じうる第三者割当増資により資金提供を行うことも同様に困難な状況であると認識していること。
- ③ 公開買付者として、対象者が上記①及び②のような状況にあるとの認識の下、対象者において、 対象者が2025年7月14日に公表した2026年2月期から2029年2月期を対象とする修正後中期経営 計画を遂行する資金の十分な確保についても懸念が生じていると考えていること。
- ④ 公開買付者として、公開買付者と対象者はそれぞれ異なる地域性・顧客層に根差したブランドを確立して、スーパーマーケットを運営しており、本取引後においては、両ブランドの独自性を維持しながら、グループとしての統一感と連携を強化し、スーパーマーケット業界に属する企業としての信頼性及び市場プレゼンスを高めていくことが可能であると考えていること。
- ⑤ 上記④につき、具体的には、公開買付者として、「日常使い」の対象者と「特別使い・体験型」の公開買付者という形でブランドの役割を明確にし、顧客は都心部近郊の対象者店舗で日常の買い物を行う利便性を享受しつつ、週末や特別な買い物においては公開買付者の大型店舗において豊富な品揃えや体験型の購買を楽しむことが可能となることにより、顧客に対する来店動機ひいては集客を高め、ライフスタイルに応じた多様な購買機会を提供し、顧客満足度の向上及び顧客基盤の拡大を実現することが可能であると考えていること。
- ⑥ 公開買付者として、対象者が運営する食品スーパーに関して、公開買付者との共同開発による改装モデル店への改装は計画どおり進んでおり、改装した店舗の足元の売上高は伸長しているものの、それ以外の店舗については、依然として売上が伸び悩んでいる状況であると考えていること。
- ⑦ 上記⑥につき、公開買付者として、本取引後においては、未改装の店舗についても公開買付者の ブランドや店舗フォーマットを活用した店舗戦略の選択肢まで広げつつ、対象者との協議の中で 店舗フォーマットの最適化を実現したいと考えていること。
- ⑧ 公開買付者は、これまで対象者が上場会社としての経営独立性を維持するため、対象者経営陣の意向を尊重し、複数の取締役を派遣している点を除き、主要な経営人材や要職(財務、経営企画、事業推進など)については専門人材の派遣は最小限に留めていたものの、本取引後は、対象者において地域店長やスーパーバイザーを多数配置し、小型・中型店舗に人材を厚く配置する現行の人材配置体制を含め、最適な人材配置体制については引き続き改善の余地があると考えていること。
- ⑨ 上記⑧に加えて、公開買付者として、本取引後においては、公開買付者は、更なる専門人材の派

遣やグループ内での人材交流を促進し、店舗チーフやバイヤー間での知見の共有を進めることを 狙いとしており、これにより組織運営の高度化と対象者の人材育成の強化を実現する方針である こと。

- ⑩ 公開買付者として、本取引後、対象者は公開買付者の完全子会社となり、上場廃止となるが、対象者に少数株主が存在しなくなることで、対象者の資本関係が単純化され、本取引以前より、対象者に対して柔軟かつ迅速な財務面での支援を検討できるようになると考えていること。
- ① 上記⑩につき、具体的には、公開買付者として、対象者が公開買付者の信用力及び資金力の枠組 みに入ることで、資金調達コストの低下や金融機関との取引条件の改善の他、仕入先や物流等の 取引条件の改善が期待されると考えていること。
- ② 上記⑪により、公開買付者として、対象者の資金調達コストの低下やキャッシュ・フローが改善することから対象者の財務基盤の安定化を図ることが可能となると考えていること。
- ③ 上記⑩乃至⑫に加えて、公開買付者として、対象者株式の非公開化後においては、上場維持基準 (流通株式比率)への適合を考慮する必要性もなくなることから、公開買付者が対象者から第三 者割当増資を引き受けることにより対象者に対して成長資金を供給することも可能となると考え ていること。
- ④ 公開買付者は、上記④乃至⑨の施策のうちの一部を実施することを対象者に対して提案した際、 対象者より、仮に当該施策を実施した場合には、東京証券取引所において対象者が不適当な合併 等に係る上場廃止審査の対象となるおそれがあり、その後の新規上場審査に準じた審査に適合し ない場合には、対象者株式は上場廃止となる可能性があることから、当該施策は受入れられない との見解を受けた経緯があること。
- ⑤ 上記④の経緯の下、公開買付者として、対象者株式が上場維持された状態においては上記④乃至 ⑨の施策の実現が困難であるものの、本取引により対象者を非公開化することにより、当該施策 を実現することが可能になると考えていること。
- ⑥ 公開買付者として、対象者を非公開化した場合に想定されるデメリットとして、対象者が資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなる他、上場会社として享受してきた社会的な信用力及び知名度、並びにそれらによる優れた人材の確保等に影響を及ぼす可能性が一応考えられると認識していること。
- ① 上記⑩のようなデメリットが考えられる一方、公開買付者として、上記①乃至③のとおり、対象者が上場を維持したまま、増資を活用して資金調達を実現する可能性は低く、また、非公開化後においては、公開買付者グループからの追加的な出資による資金支援の選択肢もあり、公開買付者の信用力を背景に取引金融機関との円滑な交渉が可能であることから資金調達の面ではデメリットはないと考えていること。
- (8) 上記⑪に加えて、公開買付者として、対象者がこれまでの事業運営により積み重ねてきた信頼や獲得してきた知名度に関しては上場廃止により直ちに失われるものではなく、かつ、上記④及び⑤に示したとおり、本取引後においては公開買付者の完全子会社となることで、対象者の各店舗の地域性・顧客層に根差したブランド戦略がより一層可能となり対象者のブランド力も強化されることとなることから、顧客の流入や人材採用の強化等の公開買付者の強固なブランド力が対象者にも好影響を与えることが期待されると考えていること。
- ⑤ 上記⑩及び⑱に加えて、公開買付者として、対象者が公開買付者の完全子会社となることによって、上記⑯において述べた社会的信用力及び知名度、並びに財務基盤の安定化やブランド力については、維持あるいは向上することが期待されると考えられることから、対象者の取引先との関係性も継続できるものと考えていること。
- ② 公開買付者として、上記®に記載したとおり、本取引により対象者株式が非公開化されることにより対象者に生じるデメリットが一応考えられるが、上記⑩乃至⑲に記載したとおり、かかるデメリットは限定的であり、また、上記④乃至⑬に記載した本取引によるメリットが、当該デメリットを上回ると判断していること。
- (A) -2 本特別委員会が、書面での質疑応答及び2025年9月24日開催の第7回特別委員会における対象者に対するインタビューによる質疑応答を通じて、対象者による以下の認識又は考えを確認したところ、特に指摘すべき問題点や懸念は見当たらず、上記 (A) -1 に記載された公開買付者の認識又は考えと矛盾しないこと。
- ① 対象者として、対象者と公開買付者グループは異なる地域、顧客をターゲットとしてそれぞれの ブランドを確立してスーパーマーケットを運営しており、対象者が公開買付者の完全子会社とな ることを通じて更にグループとしての一体感・統一感を醸成しつつも、「日常使い」の場面では

対象者のブランドが、「特別使い」の場面では公開買付者グループのブランドが想起されるような関係性を維持することで、顧客の来店動機を高め、ライフスタイルに応じた多様な購買機会を提供し、もって顧客満足度の向上及び顧客基盤の拡大を実現可能であると考えていること。

- ② 対象者として、対象者が運営する食品スーパーに関して、公開買付者との共同開発による改装モデル店化を更に推し進めることで、店舗単位での集客力の改善が期待されると考えていること。
- ③ 上記②につき、具体的には、対象者として、公開買付者グループのPB商品の仕入拡大やオリジナル商品によるラインアップの拡充を図る一方で、対象者が培った都心近傍エリアにおける顧客動向・ニーズの分析力を生かして店舗単位の商品戦略を柔軟に変更することで、顧客満足度を向上させることでもって集客力を強化し、ひいては店舗収益拡大につなげることが可能になると考えていること。
- ④ 上記③に加えて、対象者として、公開買付者グループが傘下に持つ生鮮部門の加工センターからの供給拡大、共同購買の実施によって安定供給と原価低減を両立することが可能であると考えていること。
- ⑤ 対象者として、対象者が公開買付者の完全子会社となることにより、主要な経営人材等について も公開買付者グループからの人材派遣や交流の活発化が可能となることから、最適な人材配置が 可能となり、こうした人材の配置転換、新たな人材の登用を通じて現場レベルでの知見の共有も 進み、結果的に対象者の組織全体の運営高度化を実現できると考えていること。
- ⑥ 対象者として、対象者が公開買付者の完全子会社となることにより、対象者は公開買付者グループの信用力及び資金力の枠組みに入ることとなり、資金調達コストの低下、外部金融機関との取引条件改善の他、仕入先や物流等の業務委託先との取引条件の改善が期待されると考えていること。
- ② 上記⑥に加えて、対象者として、対象者が公開買付者の完全子会社となることにより対象者株式 は上場廃止となり、短期的な業績変動、ひいては株価推移に囚われることなく、場合によっては 公開買付者グループからの追加的な資本注入も選択肢として、中長期的な目線に立ち、安定的に 成長資金を確保することが可能になると考えていること。
- ⑧ 対象者として、対象者が上場会社としての独立性を維持したまま、上記①乃至⑦の施策を実行した場合、不適当な合併等に該当するものと認定される可能性があるところ、意図せぬタイミングで対象者株式が上場廃止に至る可能性や上場維持基準(流通株式比率)の不充足による上場廃止リスク等、対象者の株主に不測の損害を与える可能性があることから、当該リスクが顕在化する前に本取引を通じて対象者の非公開化を実現し、公開買付者グループとの更なる連携強化を模索する必要があると考えていること。
- ⑨ 対象者として、対象者が公開買付者の完全子会社となることを通じて上場廃止となった場合のデメリットとして、資本市場からの資金調達が不可能となること、これまで上場会社として享受してきた社会的な信用力や知名度を喪失する可能性があることがデメリットとして一応想定されると考えていること。
- ① 上記⑨のようなデメリットが考えられる一方、対象者として、対象者株式の非公開化を通じて、現在対象者において発生している上場維持コストが削減される他、公開買付者の完全子会社になることにより、公開買付者グループからの安定的な資金調達機会を得ることに加え、公開買付者グループの人的資源、信用力やブランド力を最大限活用した事業運営が可能となることに鑑みれば、上場廃止によるデメリットは限定的であり、上記①乃至⑧の施策を通じて、対象者の中長期的な企業価値向上が見込まれるメリットの方が大きいと考えていること。
- (A) -3 本特別委員会として、慎重に審議・検討をしたところ、本取引の意義及び目的に関する公開買付者及び対象者の説明は一定の具体性を有しており、不合理な点はなく、また、対象者の説明及び公開買付者の説明は矛盾しないところ、本取引にメリットが認められる一方で、本取引によるデメリットには特に重大なものは見当たらず、加えて、対象者及び公開買付者が、対象者の課題及び今後の事業運営の方向性について共通認識を有していることを踏まえると、本取引が対象者の企業価値向上に資するとの対象者の見解は合理的であると考えられること。

(B) 取引条件の公正性

(B) -1 本公開買付価格及び本新株予約権買付価格

本特別委員会は、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格は、以下の理由から公正な価格であると考える。

- ① 本公開買付価格について、対象者及び公開買付者等から独立した本特別委員会の実質的な関与の下、一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指して合理的な努力が行われる状況、すなわち独立当事者間取引と同視し得る状況が確保された上で、本提案書において想定されていた公開買付価格(633円)から第5回提案に係る公開買付価格(795円)まで、公開買付者による合計6回の価格提案を経て合意された価格であり、真摯な交渉を重ねた上で合意に至った価格であると考えられること。
- ② KPMGが対象者株式の株式価値を算定するにあたり前提とした2025年8月20日開催の第2回特別委員会及び2025年8月27日開催の第3回特別委員会の合計2回の特別委員会会議にて、対象者の作成した2026年2月期から2029年2月期を対象とする本事業計画は、対象者が公開買付者から本取引について提案を受ける前の2025年7月14日に開示した修正後本中期経営計画に準拠したものであること、また、公開買付者との間で重要な利害関係を有しない対象者取締役及び従業員で組成されたチームが策定しており、利害関係ある者は策定に関与していないこと。更に、本事業計画について対象者との間で質疑応答を行い、KPMGによる財務的見地からの助言を踏まえ、本事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性その作成経緯等について確認した結果、本公開買付価格が不合理に低く算定されるような前提条件を置いているなどの不合理な点は認められなかったこと。
- ③ ②に加えて、本事業計画において、前事業年度対比で大幅な利益及びフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれているが、かかる増減の理由に関してなされた下記ア乃至工の対象者の説明にも不合理な点は認められないところ、本公開買付価格が不合理に低く算定されることを意図して、恣意的にこれらの数値を算定しているとは認められないこと。
 - ア 2027年2月期に既存店舗2店舗の改装に伴う改装一時金の発生、改装前の売り尽くしに起因する一時的な収益性の低下を見込んでいる一方、2028年2月期において同様の支出や施策を見込んでいないことから、2028年2月期において前事業年度対比で411百万円の営業利益の増加を見込んでいること。
 - イ 対象者の主たる事業である食品スーパーは、曜日を問わず営業し、また商品の仕入れに関する発注を行っている一方、銀行が営業していない休日に仕入れに係る対価を支払うことはできないところ、休日に買掛金残高が増加し、平日に買掛金残高が減少する傾向にあること。
 - ウ 上記イを前提に、2028年2月期は、前事業年度の末日が休日である一方、当該事業年度の末日が平日であることから、多額の買掛金の減少が発生するため、前事業年度対比で3,248百万円のフリー・キャッシュ・フローの減少を見込んでいること。
 - エ 上記イを前提に、2029年2月期は、前事業年度の末日が平日である一方、当該事業年度の末日が休日であることから、多額の買掛金の増加が発生するため、前事業年度対比で3,490百万円のフリー・キャッシュ・フローの減少を見込んでいること。
- ④ KPMGによる株式価値算定結果においては、対象者の1株当たりの株式価値を、市場株価法では646円から719円、DCF法では699円から949円と算定しており、本公開買付価格は、市場株価法に基づく算定結果のレンジの上限額を上回るとともに、かつ、DCF法に基づく算定結果のレンジの範囲内となっていること。また、KPMGが本特別委員会に行った説明に特に不合理な点は認められず、信用できるものと判断できること。
- ⑤ 本公開買付価格は、下記ア乃至ウを踏まえると、本類似事例との比較においても相応のプレミア ムが付されていると考えられること。
 - ア 本公開買付けの公表日の前営業日である2025年10月14日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値の650円に対して22.31%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値646円に対して23.07%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値650円に対して22.31%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値719円に対して10.57%のプレミアムをそれぞれ加えた金額であること。
 - イ 経済産業省が公正M&A指針を公表した2019年6月28日以降、2025年9月30日までに公表された本類似事例9件において、(i)直近1ヶ月の終値単純平均値に対して20~30%のプレミアムが付された事例が4件、直近3ヶ月の終値単純平均値に対して20~30%のプレミアムが付された事例が4件となっており、それぞれ最頻値となっており、また、(ii)公表日前営業

日の終値に対して $20\sim30\%$ のプレミアムが付された事例は2件と、最頻値である $30\sim40\%$ のプレミアムが付された事例の件数に次ぐ件数となっているところ、上記ア記載のとおり、本公開買付価格は、公表日前営業日の終値、直近1ヶ月の終値単純平均値、直近3ヶ月の終値単純平均値に対して $20\sim30\%$ のプレミアムが付されていること。

- ウ なお、本公開買付価格の直近6ヶ月の終値単純平均値に対するプレミアムは20%に満たないものの、(i)本類似事例においても直近6ヶ月の終値単純平均値に対するプレミアムが20%に満たない事例が存在すること、(ii)上記(A)の(A)-1の②に記載のとおり、対象者株式が上場維持基準(流通株式比率)に適合しておらず、2026年2月末日に上場廃止基準に抵触する可能性があることに鑑みれば、本公開買付価格の直近6ヶ月の終値単純平均値に対するプレミアムが、本類似事例における直近6ヶ月の終値単純平均値に対するプレミアム水準に満たないことのみをもって、本公開買付価格の公正性は否定されないと考えられること。
- ⑥ 対象者は、本公開買付けの公表に先立ち、2025年7月14日付で、修正後本中期経営計画リリース 及び立会外分売リリースを公表しているが、下記(a)乃至(c)を踏まえると、これらの公表によ り、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を害するとは認められないこと。
 - (a) 修正後本中期経営計画リリース及び立会外分売リリースの公表の経緯に係る下記ア乃至ウの対象者の説明に鑑みると、これらの公表は、いずれも、本取引を前提に本公開買付けの公表に先立つ時期に恣意的に開示時期を設定したものではないと考えられること。
 - ア 対象者は、修正後本中期経営計画リリース及び立会外分売リリースを公表した2025年7月 14日よりも後である、同年7月24日に、公開買付者から、本取引に関する法的拘束力のな い提案書を受領し、同日から本取引の検討を開始し、それ以前に対象者が本取引を認識 し、又は検討していた事情は認められないこと。
 - イ 対象者は、2025年4月14日に、2025年2月期の通期の決算短信を開示しており、かかる開示の時点において、「不採算店舗対策として、一部店舗の継承を継承先と協議・検討している状況等を踏まえ、現時点で合理的に算定することが困難である」ことを理由に、2026年2月期の通期業績予想を未定として開示していたところ、不採算店舗及び不採算店舗内売場の対策による収益改善の影響を合理的に見積もることが可能となった2025年7月14日付で2026年2月期の通期業績予想を開示し、これに伴って修正後本中期経営計画リリースを開示したこと。
 - ウ 対象者は、対象者の流通株式比率を向上させることを目的として2024年3月より対象者の 特定の株主に対して対象者株式の売却を依頼していたところ、当該株主から、対象者株式 の売却に応じる意向が2025年7月上旬に示されたことを踏まえ、立会外分売リリースを開 示したこと。
 - (b) 下記ア及びイの対象者の説明に鑑みると、対象者にとって本取引により対象者株式を非公開 化する必要性・緊急性が高いこと。
 - ア 対象者株式は上場維持基準(流通株式比率)を充足していない状況が継続しており、上記 (A)の(A)-2の⑧に記載のとおり、対象者株式が意図せぬタイミングで上場廃止と なるリスクや、かかるリスクを回避するための施策により、対象者の株価が変動するリスクが存在すること。
 - イ 上記(A)に記載のとおり、本取引は対象者の企業価値向上に資すると考えられる一方で、対象者株式の上場を維持したまま各経営施策を実施した場合、不適当な合併等に該当するものと認定される可能性があるところ、意図せぬタイミングで対象者株式が上場廃止となるリスクがあること。
 - (c) 本公開買付価格及び本新株予約権買付価格は、対象者株式の本源的価値や、修正後本中期経営計画リリース及び立会外分売リリースを開示した2025年7月14日以前の期間を含む、上記⑤ア記載の本公開買付けの公表日の前営業日である2025年10月14日までの過去6ヶ月間の対象者株式の株価終値平均との関係で見ても一定の合理性が認められる水準にあると評価できること。
- ⑦ 公開買付者は、(i)2022年8月31日を払込期日とする総額約23億円(対象者株式1株につき952円)の第三者割当増資による対象者の発行する新株の引受け(第1回第三者割当増資)により対象者株式2,414,700株を取得し、また、(ii)2023年2月24日を払込期日とする総額約39億8,000万円(対象者株式1株につき1,014円)の第三者割当増資による対象者の発行する新株の引受け(第2回第三者割当増資)を行い、対象者株式3,924,850株を取得しており、第1回第三者割当増資及び第2回第三者割当増資時に、公開買付者が対象者株式を取得した際の価格より本公開買

付価格は低いことになるが、(x)第1回第三者割当増資及び第2回第三者割当増資時に、公開買付者が対象者株式を取得した価格はそれぞれの時点における対象者の業績、対象者株式の株価の水準、外部環境等を踏まえて合理的に算定されたものであると考えられることから、第1回第三者割当増資及び第2回第三者割当増資時点において、公開買付者が対象者株式を取得した際の価格より本公開買付価格が低いことのみをもって、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性は否定されず、また、(y)上記①乃至④から、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格は、本取引の公表時点における対象者株式の本源的価値を反映しているものと考えられること。

⑧ 本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と行使価額との差額に本新株予約権1個の目的となる 対象者株式の数である300を乗じた金額とされており、本公開買付価格を基準として設定されて いることから、本取引を通じて本新株予約権者が享受すべき利益が確保された公正な金額である と考えられること。

(B) -2 本スクイーズアウト手続において一般株主に交付される金額

本公開買付けにおいて対象者株式及び本新株予約権(以下、対象者株式及び本新株予約権を総称して「対象者株券等」という。)の全てを取得できなかった場合に実施することが予定されている本スクイーズアウト手続においては、一般株主に交付されることになる金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主(公開買付者及び対象者を除く。)の所有する対象者株式の数を乗じた価格と同一となるように算定され、また、本新株予約権者に対価として交付される金銭は本新株予約権買付価格に当該各本新株予約権者の所有する対象者の新株予約権の数を乗じた価格と同一となるように算定されることが予定されていることから、本特別委員会は、当該金銭の額について、本公開買付価格と同様の考え方により、相当な金額であると考える。

(C) 手続の公正性

以下の点より、本取引においては取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられている ことを含め、手続の公正性が認められるものと考える。

(C) -1 本特別委員会の設置

- ① 本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存在する取引に該当することに鑑み、これらの問題に対応し、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格を含む本取引の公正性を担保し、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性を排除し、利益相反を回避する観点から、対象者独立社外取締役3名、対象者独立社外監査役1名及び社外有識者1名の合計5名で構成される本特別委員会を設置し、諮問を行ったこと。
- ② 本特別委員会が、他社における経営者、また上場会社の社外取締役としての豊富な経験・見識及び事業経営に関して相当の知見を有する稲田将人氏、税理士としての税務及び会計に関する豊富な知見を有する成相弘氏及び宮武孝治氏、公認会計士としての財務・会計に関する専門的な知識及び豊富な経験・見識を有する長嶋陽宏氏、並びに弁護士としての専門的知見、他社の社外取締役としての豊富な経験・知見、及び同種・類似案件に対する十分な実績・知見を有する柴田堅太郎氏の5名で構成されており、本諮問事項を検討するために必要な経験及び知見を備えていると認められること。
- ③ 本特別委員会の各委員が、公開買付者グループとの間で重要な利害関係を有しておらず、また、本取引の成否に関して、一般株主及び本新株予約権者と異なる重要な利害関係を有していないことから、当該各委員について独立性が認められること。
- ④ 本特別委員会において、2025年8月20日より2025年10月14日までの間に合計11回、計約12時間に わたり審議を重ねたこと。
- ⑤ 対象者による公開買付者との交渉について、公開買付者による合計6回の価格提案がなされ、また、本特別委員会の実質的な関与の下、一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指して合理的な努力が行われる状況、すなわち独立当事者間取引と同視し得る状況が確保された上で、真摯な交渉が行われたと認められること。

(C) -2 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

① 対象者が、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、対象者及び公開買付者グループから 独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるKPMGを選任し、本特別 委員会において、その独立性及び専門性・実績等に問題がないことを確認の上、その選任を承認 したこと。

- ② その上で、対象者がKPMGから、対象者の株式価値の算定、公開買付者との交渉に関する助言を含む財務的見地からの助言を受けるとともに、2025年10月14日付で本株式価値算定書を取得したこと。
- ③ 対象者が本公開買付けにおける意見表明を行うにあたり、本「(C)手続の公正性」において記載された、他の本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置の実施状況を踏まえると、対象者の少数株主の利益に対して、十分な配慮がなされていると考えられるところ、対象者が、本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していないことは不合理ではないと認められること。

(C) -3 対象者における独立した法律事務所からの助言

- ① 対象者が、本取引に関する対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、対象者及び公開買付者グループから独立した法務アドバイザーとして北浜法律事務所を選任し、本特別委員会において、その独立性及び専門性・実績等に問題がないことを確認の上、その選任を承認したこと。
- ② その上で、対象者が、北浜法律事務所から、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引に係る対象者の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けたこと。

(C) -4 対象者における独立した検討体制の構築

- ① 対象者が、2025年7月24日に公開買付者から本取引に関する法的拘束力のない本提案書を受領して以降、本取引に係る検討(対象者株式の価値算定の基礎となる本事業計画の作成を含む。)並びに公開買付者との協議、交渉及び判断を行うプロジェクトチームを検討の上、設置し、そのメンバーは公開買付者グループの役職員を兼務していない対象者の取締役である中谷圭一氏を含む対象者の役職員2名から構成されるものとしたこと。
- ② 本特別委員会としても、対象者の検討体制(本取引の検討、交渉及び判断に関与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含む。)に独立性・公正性の観点から問題がないことを承認したこと。

(C) -5 対象者における利害関係を有する取締役の不参加

対象者の取締役6名のうち内田貴之氏は公開買付者の取締役を兼務しており、また、佐藤博和氏は公開買付者の子会社の取締役を兼務しているため、対象者が公開買付者の連結子会社であり、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存する取引に該当することに鑑み、取締役会における審議及び決議がこれらの問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、本取引に係る2025年10月14日までの取締役会の審議及び決議には参加しておらず、また、本取引の意見表明に関する2025年10月15日開催予定の取締役会における審議及び決議にも(事実上の参加を含め)一切参加しない予定であり、かつ、対象者の立場で本取引に関する検討、協議及び交渉に参加していないこと。

(C) -6 取引保護条項の不存在

対象者及び公開買付者は、対象者が公開買付者以外の買収提案者(以下「対抗的買収提案者」という。)と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を一切行っていないこと。

(C) -7 マーケット・チェック

- ① 本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」という。)を、法令に定められた 最短期間である20営業日より長い31営業日に設定されており、また、取引保護条項を含む合意 等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を行っていないことから、本取引では、公表後に潜在的な対抗的買収提案者による対抗提案を妨げない環境を構築しており、いわゆる間接的なマーケット・チェックが実施されていると評価できること。
- ② 公開買付者は対象者の支配株主であり、公開買付者がその保有する対象者株式を売却することは予定されていないところ、本取引において積極的なマーケット・チェックを実施する意義が乏しいことから、積極的なマーケット・チェックを実施しないことにより、本取引に係る手続の公正性は害されないと認められること。

- (C) -8 対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置
- ① 本スクイーズアウト手続のスキームとして、(i)本公開買付けの決済の完了後速やかに、公開買付者が本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、(a)本公開買付けに応募しなかった対象者の株主が保有する対象者株式の全て(公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除く。)の株式売渡請求及び本公開買付けに応募をしなかった本新株予約権者が保有する対象者の新株予約権の全ての新株予約権売渡請求、又は(b)株式併合及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会の開催を対象者に要請することを予定しており、対象者の株主に対して、株式買取請求権又は価格決定申立権が確保されない手法は採用しないこと、(ii)株式等売渡請求又は株式併合をする際に、対象者の株主に対価として交付される金銭は本公開買付価格に当該各株主(公開買付者及び対象者を除く。)の所有する対象者株式の数を乗じた価格と同一となるように算定され、また、本新株予約権者に対価として交付される金銭は本新株予約権買付価格に当該各本新株予約権者の所有する対象者の新株予約権の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかとしていることから、対象者の株主及び本新株予約権者が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が低減されるように配慮していること。
- ② 対象者の株主及び本新株予約権者に対して、本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保し、公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を妨げないこととすることにより、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保することを企図して、公開買付期間を、法令に定められた最短期間である20営業日より長い31営業日に設定していること。
- (C) -9 マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority) に相当する数を上回る買付 予定数の下限の設定をしないことが不合理とはいえないこと

対象者の親会社である公開買付者が対象者株式8,440,250株(所有割合:65.24%)を直接所有しており、本公開買付けにおいて買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、本公開買付けに応募することを希望する対象者の一般株主及び本新株予約権者の利益に資さない可能性があると考えたことから、本公開買付けにおいていわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)」の買付予定数の下限は設定されていないものの、(i)対象者が本公開買付けの公正性を担保するための措置として、上記各手段を採用し又は各対応を行っており、一般株主の利益への十分な配慮がなされていると評価し得ること、(ii)上記(B)のとおり、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格が公正な金額であると考えられること等を踏まえると、本公開買付けにおいて「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)の買付予定数の下限の設定をしないことが不合理とはいえないこと。

(C) -10 一般株主への情報提供の充実

対象者プレスリリースのドラフトでは、本特別委員会の委員の独立性や専門性等の適格性に関する情報、本特別委員会に付与された権限の内容、本特別委員会における検討経緯や交渉過程への関与状況、本答申書の内容及び本特別委員会の委員の報酬体系等、本株式価値算定書の概要、本取引の実施に至るプロセスや交渉経緯等について充実した情報開示がなされる予定となっており、対象者の一般株主が、本取引に係る取引条件の公正性等を判断する際に、かかる判断に資する重要な情報が提供されていると認められること。

(D) 総括

上記のとおり、本取引は対象者の企業価値の向上に資するものと考えられること、本取引においては一般株主の利益を図る観点から公正な手続が実施されていると考えられること、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の条件については公正性が確保されていると考えられることから、本取引は、対象者の一般株主にとって公正であると考える。

③ 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、本取引に関する対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、対象者及び公開買付者グループから独立したリーガル・アドバイザーとして北浜法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引に係る対象者の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けているとのことです。

なお、北浜法律事務所は、対象者及び公開買付者グループの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本 取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、北浜法律事務所の報酬は、本取引の成否にか かわらず稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれ ていないとのことです。

④ 対象者における独立した検討体制の構築

上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け及び本取引後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、公開買付者グループから独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を対象者の社内に構築しているとのことです。

具体的には、対象者は、2025年7月24日に公開買付者から本提案書を受領した時点以降、本取引に係る検討(対象者株式の価値算定の基礎となる事業計画の作成を含みます。)並びに公開買付者との協議、交渉及び判断を行う対象者プロジェクトチームを検討の上、設置し、そのメンバーは公開買付者グループの役職員を兼務していない対象者の取締役である中谷圭一氏を含む対象者の役職員2名から構成されるものとし、公開買付者の取締役を兼務している内田貴之氏及び公開買付者の子会社の取締役を兼務している佐藤博和氏を関与させていないとのことです。

本取引の検討体制(本取引の検討、交渉及び判断に関与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。)は、独立性及び公正性の観点から問題がないことについて、本特別委員会の承認を得ているとのことです。

⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意 見

対象者は、KPMGから取得した本株式価値算定書、KPMGからの財務的見地からの助言、北浜法律事務所からの法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限尊重しながら、本公開買付けの諸条件について、慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

その結果、対象者は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け及び本取引後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2025年10月15日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、対象者株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

上記取締役会決議においては、取締役6名のうち、内田貴之氏、佐藤博和氏を除く利害関係を有しない取締役4名全員が参加し、参加した取締役の全員の一致により決議したとのことです。また、上記取締役会には、対象者の監査役3名全員が出席し、上記決議につき異議はない旨の意見を述べているとのことです。なお、内田貴之氏及び佐藤博和氏は、取締役会における審議及び決議が本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、上記取締役会における審議及び決議には参加しておらず、また対象者の立場において、本公開買付けに関する公開買付者との協議及び交渉に参加していないとのことです。

⑥ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

対象者及び公開買付者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項等を含む 合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意は行っていないとのこと です。

また、公開買付者は、公開買付期間について、法令で定められた最短期間である20営業日より長期の31営業日としております。公開買付期間を法令に定められた最短期間と比較して長期に設定することにより、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募について適切な判断の機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を妨げないこととすることにより、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保することを企図しております。

⑦ 強圧性が生じないための配慮

公開買付者は、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、(i)本公開買付けの決済完了後速やかに、公開買付者が本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、対象者株式の全て(但し、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを対象とする株式等売渡請求(下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」の「① 株式等売渡請求」に定義します。以下同じです。)をすること又は株式併合及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む、本臨時株主総会の開催を対象者に要請することを予定しており、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、(ii)株式等売渡請求又は株式併合をする際に、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対価として交付される金銭は、本公開買付価格に当該各株主(但し、公開買付者及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数を乗じた価格又は本新株予約権買付価格に当該各本新株予約権者の所有する本新株予約権の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかとしており、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が低減されるように配慮しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより、対象者株式及び本新株 予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、対象者の株主を公開買付 者のみとするための本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

① 株式等売渡請求

公開買付者は、本公開買付けの成立後に、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の 議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会 社法」といいます。) 第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済完了後速や かに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様(但 し、公開買付者及び対象者を除きます。) の全員(以下「売渡株主」といいます。) に対し、その所有する対象 者株式の全てを売り渡すことを請求(以下「株式売渡請求」といいます。)するとともに、併せて、本新株予約 権者(但し、公開買付者を除きます。)の全員(以下「売渡新株予約権者」といいます。)に対し、その所有す る本新株予約権の全てを売り渡すことを請求(以下「新株予約権売渡請求」といい、「株式売渡請求」及び「新 株予約権売渡請求」を総称して、以下「株式等売渡請求」といいます。) する予定です。株式売渡請求において は、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定め る予定であり、また、新株予約権売渡請求においては、本新株予約権1個当たりの対価として、本新株予約権買 付価格と同額の金銭を対象者の売渡新株予約権者に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付 者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対して株式等売渡請求の承認を求めます。対象者がその取締役会の決 議により株式等売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、対象者の株主及び本新株予約権者 の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、株式等売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主及び 売渡新株予約権者の全員からその所有する対象者株式及び本新株予約権の全てを取得します。この場合、公開買 付者は、当該売渡株主に対し、当該売渡株主が所有していた対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価 格と同額の金銭を交付するとともに、当該売渡新株予約権者に対し、当該売渡新株予約権者が所有していた本新 株予約権1個当たりの対価として、本新株予約権買付価格と同額の金銭を交付する予定です。対象者プレスリリ ースによれば、対象者は、公開買付者より株式等売渡請求をしようとする旨及び会社法第179条の2第1項各号 の事項について通知を受けた場合には、対象者取締役会において当該株式等売渡請求を承認する予定とのことで

株式等売渡請求に関連する少数株主や本新株予約権者の権利保護を目的とした会社法上の規定としては、会社 法第179条の8その他の関係法令において、売渡株主及び売渡新株予約権者は、裁判所に対して、その所有する 対象者株式又は本新株予約権の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、上 記申立てがなされた場合の対象者株式及び本新株予約権の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになり ます。

② 株式併合

公開買付者は、本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法第180条に基づき対象者株式の併合(以下「株式併合」といいます。)を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを対象者に要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は現時点で未定ですが、2026年2月中旬頃の開催を予定しております。

なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。本臨時株主総会において株式 併合の議案についてご承認をいただいた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆 様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとな ります。株式併合を実施することにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた株主の皆 様(公開買付者及び対象者を除きます。)に対して、会社法第235条及び第234条第2項乃至第5項その他の関係 法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切 り捨てられます。以下同じです。)に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得ら れる金銭が交付されることになります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売 却の結果、本公開買付けに応募しなかった対象者の各株主(公開買付者及び対象者を除きます。)に交付される 金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定し た上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。また、株式併合の割合 は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者のみが対象者株式の全て (対象者が所有する自己株式を除きます。) を所有することとなるよう、本公開買付けに応募しなかった対象者 の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決 定するよう要請する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は本公開買付けが成立し、公開買付者が 所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者による これらの要請に応じる予定とのことです。

株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定としては、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(但し、公開買付者及び対象者を除きます。)は、対象者に対してその所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全てを公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

上記①及び②の各手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募しなかった対象者の各株主の皆様(但し、公開買付者及び対象者を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主の皆様に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。また、本公開買付けに応募しなかった本新株予約権者の皆様に交付される金銭の額については、本新株予約権買付価格に当該本新株予約権者が所有していた本新株予約権の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。また、公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合において、本公開買付けにおいて本新株予約権の全てを取得できず、かつ、本新株予約権が行使されず残存した場合には、対象者に対して、本新株予約権の取得及び消却、本新株予約権者による本新株予約権の放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続を実施することを要請し、又は実施することを予定しております。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、当該要請を受けた場合にはこれに協力する意向とのことです。以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものでは一切ありません。また、本公開買付けへの応募又は上記各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様において自らの責任において税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの成立後、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、適用法令に従い、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しておりますので、その場合、対象者株式は東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項 該当事項はありません。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

- (1) 【買付け等の期間】
- ①【届出当初の期間】

買付け等の期間	2025年10月16日 (木曜日) から2025年12月1日 (月曜日) まで (31営業日)
公告日	2025年10月16日(木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

- ②【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】 該当事項はありません。
- ③【期間延長の確認連絡先】 該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

(2) 【貝竹()寺の神俗】			
株券	普通株式1株につき、金795円		
新株予約権証券	第1回新株予約権1個につき、金238,200円		
	第3回新株予約権1個につき、金238,200円		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券			
()			
株券等預託証券			
()			
算定の基礎	(1) 普通株式		
	公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際し、対象者の一般株主が置かれている状況		
	(対象者が2026年2月に上場廃止基準に抵触しその後上場廃止になる可能性)、対象者の1		
	株当たり純資産額、依頼先株主による株式売却による対象者株価の下落可能性、並びに対象		
	者が公表している事業及び財務情報等について多面的・総合的に分析いたしました。それら		
	を踏まえた上で、対象者株式の時価や1株当たり純資産額を参考価格として売却する機会を		
	提供した方が相対的に経済的利益を得られるものと考えておりましたが、公開買付者は、大		
	象者との協議・交渉の結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開		
	買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に2025年10月15日に本公開買付価		
	格を795円とすることを決定いたしました。		
	なお、公開買付者は、上記のとおり、対象者株式の市場株価の動向、対象者の財務情報と		
	いった株式価値に関する諸要素や対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本		
	公開買付けに対する応募の見通しを総合的に考慮し、かつ、公開買付者及び対象者におい		
	て、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反		
	を回避するための措置を実施し、対象者との協議・交渉を踏まえて本公開買付価格を決定し		
	ており、第三者算定機関からの株式価値算定書及び本公開買付価格の公正性に関する意見書		
	(フェアネス・オピニオン)は取得しておりません。		

本公開買付価格である795円は、公開買付者が本公開買付けの開始を決定した日の前営業日である2025年10月14日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値650円に対して22.31%(小数点以下第三位四捨五入。以下、プレミアム率の算定について同じです。)、同日までの1ヶ月間(2025年9月16日から2025年10月14日まで)の終値単純平均値646円に対して23.07%、同日までの3ヶ月間(2025年7月15日から2025年10月14日まで)の終値単純平均値650円に対して22.31%、同日までの6ヶ月間(2025年4月15日から2025年10月14日まで)の終値単純平均値719円に対して10.57%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本公開買付価格である795円は、本書提出日の前営業日である2025年10月15日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値である648円に対して22.69%のプレミアムを加えた価格となります。

(2) 本新株予約権

公開買付者は、本提案書提出以降、上記協議・検討の間、本新株予約権買付価格は一貫して、公開買付価格の均一性の趣旨に反しないよう、本公開買付価格と行使価額の差額に本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数である300を乗じた金額とする方針を対象者に提示しておりましたが、本新株予約権買付価格につきましては、対象者より価格の引上げの要請を受けておりません。公開買付者は、2025年10月15日に本新株予約権買付価格をいずれも238,200円とすることを決定いたしました。

なお、公開買付者は、上記のとおり本新株予約権買付価格を決定したことから、第三者算 定機関から算定書及び本新株予約権買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニ オン)を取得しておりません。

算定の経緯

(本公開買付価格の決定に至る経緯)

上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け及び本取引後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。

(本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)

上記「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

(3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	4,497,317 (株)	— (株)	— (株)
合計	4,497,317 (株)	— (株)	— (株)

- (注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。上記買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者株券等の最大数である対象者株式数(4,497,317株)を記載しております。買付予定数は、(i)対象者半期報告書に記載された2025年8月31日現在の対象者の発行済株式総数(12,673,750株)に、(ii)同日現在残存し行使可能な本新株予約権(882個)の目的となる対象者株式数(264,600株)を加えた数から、(iii)対象者半期報告書に記載された対象者が所有する同日現在の自己株式数(783株)及び(iv)公開買付者が所有する本書提出日現在の対象者株式数(8,440,250株)を控除したものになります。
- (注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注4) 公開買付期間末日までに本新株予約権が行使される可能性がありますが、当該行使により発行又は移転される対象者株式についても本公開買付けの対象とします。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	44, 973
a のうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	2, 646
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権 の数(個)(c)	_
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2025年10月16日現在)(個)(d)	84, 402
d のうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	_
e のうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権 の数(個)(f)	_
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年10月16日現在)(個)(g)	_
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	_
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2025年8月31日現在)(個)(j)	126, 692
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合 (a/j)(%)	34. 76
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))\times 100) (%)$	100. 00

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(4,497,317株)に 係る議決権の数です。
- (注2) 「a のうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権のうち、2025年8 月31日現在残存し行使可能な本新株予約権の目的となる対象者株式数の合計(264,600株)に係る議決権の 数を記載しております。
- (注3) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年10月16日現在) (個)(g)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)も本公開買付けの対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年10月16日現在)(個)(g)」は分子に加算しておりません。また、公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。
- (注4) 「対象者の総株主等の議決権の数 (2025年8月31日現在) (個) (j)」は、対象者半期報告書に記載された 2025年8月31日現在の総株主の議決権の数 (1単元の株式数を100株として記載されたもの) です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式 (但し、自己株式を除きます。) 及び本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、(i)対象者半期報告書に記載された2025年8月31日現在の対象者の発行済株式総数 (12,673,750株) に、(ii)同日現在残存し行使可能な本新株予約権(882個)の目的となる対象者株式数 (264,600株)を加えた数から、(iii)対象者半期報告書に記載された対象者が所有する同日現在の自己株式数 (783株)を控除した株式数 (12,937,567株)に係る議決権数 (129,375個)を分母として計算しております。
- (注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後に おける株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために以下の復代理人を選定しています。

マネックス証券株式会社(復代理人) 東京都港区赤坂一丁目12番32号

※ 公開買付代理人である三田証券株式会社に口座を保有されていない応募株主の方で、日本国内に居住される 個人の方は、復代理人であるマネックス証券株式会社に口座を開設してください。それ以外の方は、三田証券株式会社に口座を開設してください。

(三田証券株式会社から応募される場合)

- ① 本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下「応募株主等」といいます。)は、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間末日の15時30分までに、公開買付代理人の本店において応募してください。応募の際には、ご印鑑をご用意ください。また、応募の際に本人確認書類(注1)が必要になる場合があります。
- ② 株式の応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。)に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者に開設された口座(対象者の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座を含みます。)に記録されている場合は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。かかる手続を行った上、公開買付期間末日の15時30分までに、公開買付代理人の本店において応募してください。
- ③ 新株予約権の応募に際しては、本新株予約権には譲渡制限が付されておりますので、本新株予約権者の請求により対象者によって発行される「譲渡承認通知書」、本公開買付けの成立を条件とする新株予約権原簿の名義書換の請求に必要な「新株予約権原簿名義書換請求書」及び本新株予約権者の請求により発行される「新株予約権原簿記載事項証明書」をご提出ください。「譲渡承認通知書」等の具体的な発行手続につきましては、対象者までお問い合わせください。
- ④ 本公開買付けにおいては、公開買付代理人及び復代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付けは 行われません。
- ⑤ 公開買付代理人である三田証券株式会社に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。なお、公開買付代理人のホームページ(https://mitasec.com)上で本公開買付けの応募に係る専用口座(注2)の開設手続を行うことができます(詳しくは、公開買付代理人のお客様ダイヤル(電話番号:03-3666-0715)までご連絡ください。)。口座を開設される場合には、本人確認書類(注1)をご提出いただく必要があります(法人の場合は法人番号を告知いただく必要があります。)。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類(注1)が必要な場合があります。
- ⑥ 上記②の応募する予定の株券等の振替手続及び上記⑤の口座の新規開設手続には一定の日数を要する場合がありますので、ご注意ください。
- ⑦ 外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人(以下「常任代理人」といいます。)を通じて応募してください。また、本人確認書類(注1)をご提出いただく必要があります。
- ⑧ 日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税(注3)の適用対象となります。
- ⑨ 公開買付代理人における応募の受付けに際しては、公開買付代理人より応募株主等に対して、「公開買付応募申込受付票」を交付いたします。
- ⑩ 公開買付期間の末日までに、本新株予約権の行使により発行又は移転される対象者株式も本公開買付けの買付け等の対象とします。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

・個人の場合

下記、A~Cいずれかの書類をご提出ください。

	個人番号(マイナンバー)確認書類	本人確認書類	
A	個人番号カードの裏面 (コピー)	個人番号カードの表面 (コピー)	
В	通知カード (コピー)	a のいずれか 1 種類 又は b の うち 2 種類	
С	個人番号記載のある住民票の写し 又は住民票記載事項証明書の原本	a 又は b のうち、 「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」以外の 1 種類	

- a. 顔写真付の本人確認書類
 - ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要 パスポート、運転免許証、運転経歴証明書、在留カード、住民基本台帳カード等
- b. 顔写真のない本人確認書類
 - ・発行から6ヶ月以内の原本の提出が必要 住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑証明書
 - ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要 各種健康保険証、各種年金手帳、各種福祉手帳等 (氏名・住所・生年月日の記載があるもの)

法人の場合

下記、A及びBの書類をご提出ください。

A	法人のお客様の本人確認書類 ※右記のいずれか一つ ※発行から6ヶ月以内のもの	・登記簿謄本又はその抄本(原本)・履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書(原本)・その他官公署の発行書類
В	お取引担当者の本人確認書類	・個人番号カード表面のコピー ・又は上記個人の場合の本人確認書類(aの中から1種類又はbの中から2 種類)のコピー

外国人株主等の場合

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書(当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限ります。)の原本証明及び本人確認済証明付の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

- ※ 住所等の訂正が記載されていない場合においても裏面のコピーを併せてご提出ください。
- ※ パスポートの場合には、2020年2月3日以前に発行されたものに限ります。
- ※ 各種健康保険証の場合には、ご住所等の記載もれ等がないかをご確認ください。
- ※ 住民票の写し等は発行者の印・発行日が記載されているページまで必要となります。
- ※ 郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本又は写しをご用意ください。写しの場合、改めて原本の提示をお願いする場合があります。公開買付代理人より本人確認書類の記載住所に「口座開設のご案内」を転送不要郵便物として郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。なお、ご本人様の確認がとれない場合は、公開買付代理人に口座を開設することができません。
- (注2) 専用口座は、本公開買付けの応募に係る対象者株式の売却のみに使用できる口座であり、通常の証券 取引を行う総合口座とは異なりますのでご留意ください。
- (注3) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(日本の居住者である個人株主の場合) 日本の居住者である個人株主の方につきましては、株主等の譲渡所得等には原則として申告分離課税 が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断 いただきますようお願い申し上げます。

(マネックス証券株式会社から応募される場合)

- ① 応募株主等は、公開買付復代理人のホームページ (https://www.monex.co.jp) 画面から所要事項を入力することでWEB上にて公開買付期間の末日の午後3時までに申し込む方法にて、応募してください。なお、WEB環境をご利用いただけない応募株主等は、公開買付復代理人のお客様ダイヤル (電話番号:0120-430-283携帯電話・PHSからは03-6737-1667)までご連絡ください。
- ② 対象者株式の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付復代理人に開設した応募株主等名義の証券取引口座(以下「応募株主等口座(公開買付復代理人)」といいます。)に、応募する予定の株式が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の対象者株式が、公開買付復代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合(対象者の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、公開買付復代理人に開設した応募株主等口座(公開買付復代理人)へ応募株券等の振替手続を完了していただく必要があります。なお、特別口座から、公開買付復代理人の応募株主等口座(公開買付復代理人)に株券等の記録を振り替える手続の詳細につきましては、上記特別口座の口座管理機関にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。
- ③ 本公開買付けにおいて、公開買付代理人及び復代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。
- ④ 公開買付復代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、本人確認書類(注4)が必要となります。
- ⑤ 日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります(注5)。
- ⑥ 応募の受付に際し、公開買付復代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票を郵送により交付します。
- ⑦ 応募株券等の全部の買付け等が行われないこととなった場合、買付け等の行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。
- ⑧ 公開買付期間の末日までに、本新株予約権の行使により発行又は移転される対象者株式も本公開買付けの買付け等の対象とします。
- ⑨ 本新株予約権の応募の受付を行いません。応募株券等が本新株予約権の場合の応募に際しては、公開買付代 理人の三田証券株式会社にお問い合わせください。
- (注4) ご印鑑、マイナンバー(個人番号)又は法人番号及び本人確認書類等について

公開買付復代理人であるマネックス証券株式会社において新規に証券取引口座を開設して応募される場合には、次のマイナンバー(個人番号)又は法人番号を確認する書類及び本人確認書類等が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、住所変更、税務に係る手続等の都度、マイナンバー(個人番号)又は法人番号及び本人確認書類等が必要な場合があります。なお、マイナンバー(個人番号)を確認するために提出する書類により、必要となる本人確認書類が異なります。詳しくは、公開買付復代理人のホームページ(https://www.monex.co.jp)にてご確認ください。なお、WEB環境をご利用いただけない応募株主等は、公開買付復代理人のお客様ダイヤル(電話番号:0120-430-283 携帯電話・PHSからは03-6737-1667)までご連絡ください。

・個人の場合

マイナンバー (個人番号) を確認するための書類と本人確認書類 (氏名、住所、生年月日の全てを確認できるもの。発行日より6ヶ月以内のもの、また、有効期限のあるものはその期限内のもの。) が必要となります。

オンラインでの口座開設をご希望の方

マイナンバー確認書類	本人確認書類
個人番号カード (両面)	不要
通知カード	運転免許証

マイナンバー確認書類 本人確認書類		人確認書類
個人番号カード (両面)	不要	
NZ (m.).	顔写真付き運転免許証、運転経歴証明書、住民基本(右記のいずれか1点)台帳カード(写真付き)等	
通知カード	顔写真なし (右記のいずれか2点)	住民票の写し、各種健康保険証、各種年 金手帳、印鑑登録証明書 等
マイナンバーの記載された住民票の写し		
マイナンバーの記載された住民票記載事項 証明書		

※個人口座の開設をご希望の未成年の方、外国籍の方、他国に納税義務のある方、及び法人口座の開設をご希望の方につきましては、郵送手続での口座開設となります。また、ご提出いただく書類も上記と異なります。公開買付復代理人のホームページ(https://www.monex.co.jp)にてご確認ください。なお、WEB環境をご利用いただけない応募株主等は、公開買付復代理人のお客様ダイヤル(電話番号:0120-430-283 携帯電話・PHSからは03-6737-1667)までご連絡ください。

なお、公開買付期間中に新規に取引口座を開設される場合は、公開買付復代理人にお早目にご相談ください。

(注5) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(日本の居住者である個人株主の場合) 日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得には、一般に申告分離課税が適 用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断 いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

(三田証券株式会社から応募される場合)

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、以下に指定する者の本店に「公開買付応募申込受付票」を添付の上、「本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)」を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、以下に指定する者の本店に到達することを条件といたします。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。なお、解除書面は、下記に指定する者の本店に備え置いていますので、契約の解除をする場合は、下記に指定する者にお尋ねください。

解除書面を受領する権限を有する者

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

(マネックス証券株式会社から応募される場合)

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除については、公開買付復代理人のホームページ(https://www.monex.co.jp)画面から所要事項を入力する方法、又は、公開買付期間の末日の午前12時までに、公開買付復代理人のお客様ダイヤル(電話番号:0120-846-365 携帯電話・PHSからは03-6737-1666)までご連絡いただき、解除手続を行ってください。

解除の申し出を受領する権限を有する者

マネックス証券株式会社 東京都港区赤坂一丁目12番32号

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

マネックス証券株式会社(復代理人) 東京都港区赤坂一丁目12番32号

8【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	3, 575, 367, 015
金銭以外の対価の種類	_
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(円)(b)	15, 000, 000
その他(円)(c)	2, 500, 000
合計 (円) (a)+(b)+(c)	3, 592, 867, 015

- (注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(4,497,317株)に本公開買付価格(795円)を乗じた金額を記載しています。
- (注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。
- (注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷 費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。
- (注4) 上記金額には消費税等は含まれていません。
- (注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。
 - (2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】
 - ①【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額 (千円)	
普通預金	8, 805, 701	
計(a)	8, 805, 701	

②【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	_	_	_	_
2	_	_	_	_
計			_	

口【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
_	_	_	_
_	_	_	_
計			_

③【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	_	_	_	_
2	_	_	_	_
計(b)				_

口【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
_	_	_	_
_	_	_	_
計(c)			_

④【その他資金調達方法】

内容	金額 (千円)
_	_
計(d)	_

- ⑤【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】 8,805,701千円((a)+(b)+(c)+(d))
- (3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】 該当事項はありません。

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

- (1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】 三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号 マネックス証券株式会社(復代理人) 東京都港区赤坂一丁目12番32号
- (2) 【決済の開始日】

2025年12月5日(金曜日)

(3) 【決済の方法】

(三田証券株式会社から応募される場合)

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(マネックス証券株式会社から応募される場合)

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付復代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を返還します。株式については、公開買付代理人の応募株主等の口座上で、返還すべき株式を応募が行われた直前の記録(応募が行われた直前の記録とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。なお、あらかじめ株券等を他の金融商品取引業者等に開設した応募株主等の口座に振り替える旨を指示した応募株主等については、当該口座に振り替えることにより返還いたします。

本新株予約権については、応募に際して提出された、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」の「(三田証券株式会社から応募される場合)」の③に記載した書類を応募株主等(外国の居住者である本新株予約権者の場合はその常任代理人)に対して郵送又は交付します。

11【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者において当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4)株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。)は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)は公開買付代理人又は復代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

- (1) 【会社の概要】
- ①【会社の沿革】

年月	沿革
1971年4月	肉の宝屋藤沢店を創業
1972年2月	商号を株式会社ロピア・ホールディングスとする株式会社、本店所在地を神奈川県川崎市幸区南幸
	町二丁目9番地、資本金を1000万円とする株式会社として設立
2023年5月	商号を株式会社ロピア・ホールディングスから現在の株式会社0ICグループに変更

②【会社の目的及び事業の内容】

(会社の目的)

公開買付者は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1. ディスカウントストア、スーパーマーケットの経営
- 2. 生鮮食品、保存食品、加工食品の販売
- 3. 肉製品および惣菜の製造・加工
- 4. 食料品の製造、販売、輸入および輸出
- 5. 酒類の販売、輸入および輸出
- 6. 清涼飲料水、精米、食塩の販売
- 7. 医薬品、化粧品、保健・医療用器具の販売
- 8. バッグ、キャラクター商品等の企画、製造、販売、輸入および輸出
- 9. 日用雑貨品、家庭用電気機械器具、ペット用品の販売
- 10. 煙草並びに喫煙具の販売
- 11. 生花の販売
- 12. クリーニング、宅配便の各取次業
- 13. 写真の現像焼付業
- 14. 飲食店の経営
- 15. フランチャイズチェーン店の加盟店募集および加盟店の指導業務
- 16. 不動産の売買、賃貸、管理およびその仲介
- 17. ソフトウェアの開発・販売
- 18. 広告宣伝の企画、制作
- 19. 印刷業
- 20. 警備保安業務
- 21. 建物内外の清掃業務
- 22. 労働者派遣事業
- 23. 前各号に附帯関連する一切の事業

(事業の内容)

スーパーマーケットの運営、生鮮食品等の加工・販売、肉製品及び惣菜の製造・加工・販売、一般食料品・酒類の仕入・輸入・販売、その他グループ会社の運営等

③【資本金の額及び発行済株式の総数】

2025年10月16日現在

資本金の額(円)	発行済株式の総数 (株)	
10,000,000	2,000,000	

④【大株主】

2025年10月16日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
ユータカラヤ株式会社	神奈川県川崎市幸区南幸町二丁目9番地	1,800	100.00
## # # # # # # # # # # # # # # # # # #	_	1,800	100.00

役職名	氏名	生年月日		職歴	所有株式数 (千株)
代表取締役	髙木 勇輔	1981年 8月28日	2005年4月 2006年11月 " 2013年3月	株式会社菱食 入社 株式会社ユータカラヤ・ホールディングス (現公開買付者) 取締役就任 株式会社ユータカラヤ (現株式会社ロピア) 取締役就任 公開買付者 代表取締役就任 (現任) 株式会社ロピア 代表取締役就任 (現任)	_
取締役	髙木 美枝子	1951年 10月3日	1973年3月 1981年11月 2005年2月 "	小田原信用金庫 入行 (有肉の宝屋中川畜産 取締役就任 株式会社ユータカラヤ・ホールディングス (現公開買付者) 取締役就任(現任) 株式会社ユータカラヤ(現株式会社ロピア) 取締役就任	_
取締役	野老田 茂	1953年 5月3日	1974年8月 1999年3月 2005年3月 2017年4月	(制肉の宝屋中川畜産 入社 株式会社ユータカラヤ (現公開買付者) 取 締役就任 (現任) 株式会社ユータカラヤ (現株式会社ロピア) 常務取締役就任 株式会社ユーラス 取締役就任 (現任)	-
取締役	福島道夫	1958年 7月14日	1986年10月 2001年3月 2013年3月 2023年2月	(制肉の宝屋中川畜産 入社 株式会社ユータカラヤ (現公開買付者) 取 締役就任 (現任) 株式会社ロピア 取締役就任 公開買付者 取締役就任 (現任)	_
取締役	内田 貴之	1956年 11月 1 日	1979年4月 2000年1月 2002年10月 2008年1月 2013年4月 2017年6月 2022年8月 2022年3月 2023年11月	日産自動車株式会社 入社 ビズテオンジャパン株式会社 入社 株式会社ヤオコー入社 業務改革室部長 日本マクドナルド株式会社入社 サプライチ ェーンロジスティクス部長 株式会社三越伊勢丹フードサービス 代表取 締役社長就任 公開買付者 取締役就任 管理本部長 株式会社スーパーバリュー 取締役執行役員 就任 経営企画室室長(現任) 公開買付者 取締役(現任) 株式会社スーパーバリュー 代表取締役執行 役員社長就任(現任)	_
取締役	浜野 仁志	1983年 11月14日	2006年4月 2018年11月 2021年9月 2022年9月 2024年3月	株式会社横浜銀行 入行 公開買付者 入社 株式会社富澤商店 取締役就任 公開買付者 入社 公開買付者 取締役就任(現任)	_
監査役	岡田 信夫	1951年 3月15日	1977年4月 1996年2月 1999年10月 2005年3月	武田公認会計士事務所 入所 株式会社ユータカラヤ (現公開買付者) 非 常勤監査役就任 (現任) 岡田信夫税理士事務所 開業 (現任) 株式会社ユータカラヤ (現株式会社ロピア) 監査役就任 (現任)	_

(2) 【経理の状況】

①【貸借対照表】

	(単位:千円)
	2025年 2 月 28日
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	4, 018, 488
売掛金	1, 925, 207
商品	136, 771
貯蔵品	587, 329
前払費用	72, 592
短期貸付金	12, 498
未収入金	904, 834
仮払金	163, 735
未収還付法人税	569
未収還付消費税	316, 655
立替金	6, 814
流動資産合計	8, 145, 498
固定資産	
有形固定資産	
建物	5, 851, 069
店舗施設・造作	1, 062, 678
構築物	37, 268
車両運搬具	39, 282
工具器具備品	1, 094, 789
土地	5, 111, 976
一括償却資産	22, 711
有形固定資産合計	13, 219, 776
無形固定資産	
ソフトウェア	380, 882
ソフトウェア仮勘定	57, 602
無形固定資産合計	438, 484
投資その他の資産	
関係会社株式	18, 047, 044
長期貸付金	11, 295, 800
差入保証金	73, 990
長期前払費用	415
敷金	230, 626
投資その他の資産合計	29, 647, 877
固定資産合計	43, 306, 138
繰延資産	
その他繰延資産	580
資産の部合計	51, 452, 217

	(単位:千円)
	2025年 2 月28日
負債の部	
流動負債	
買掛金	152, 120
未払金	28, 971, 579
未払法人税	594, 518
預り金	159, 916
仮受金	83, 927
流動負債合計	29, 962, 062
固定負債	
長期借入金	7, 689, 064
固定負債合計	7, 689, 064
負債の部合計	37, 651, 126
純資産の部	
資本金	10,000
資本金	10,000
利益剰余金	15, 337, 490
利益準備金	5,000
別途積立金	1, 000, 000
繰越利益剰余金	14, 332, 490
自己株式	$\triangle 1,546,400$
自己株式	$\triangle 1,546,400$
純資産合計	13, 801, 090
負債・純資産の部合計	51, 452, 217

②【損益計算書】

②【損益計算書】	(単位:千円)
	自 2024年3月1日
	至 2025年2月28日
売上高	
売上高	1, 573, 976
委託売上高	1,075
不動産収入	457, 159
手数料収入	5, 403, 584
店舗管理収入	10, 335, 094
売上高合計	17, 770, 890
売上原価	
期首棚卸高	67, 108
商品仕入高	1, 878, 338
消耗品費(仕入)	356, 869
仕入値引	△79, 296
期末棚卸高	△136, 771
売上原価合計	2, 086, 248
売上総利益	15, 684, 641
販売費及び一般管理費	11, 686, 696
営業利益	3, 997, 945
営業外収益	
受取利息割引料	198
貸金当受取利息	43, 877
受取配当金	857, 998
雑収入	72, 878
営業外収益合計	974, 953
営業外費用	
支払利息・割引料	329, 017
為替差損	420
雑損失	14, 661
営業外費用合計	344, 099
経常利益	4, 628, 798
特別損失	
固定資産除却損	0
特別損失合計	0
税引前当期純利益	4, 628, 798
法人税、住民税及び事業税	1, 122, 675
当期純利益	3, 506, 123

③【株主資本等変動計算書】

株主資本			
資本金	当期首残高及	び当期末残高	10, 000, 000
利益剰余金		_	
利益準備金	当期首残高及	び当期末残高	5, 000, 000
その他利益剰余金		_	
別途積立金	当期首残高及	び当期末残高	1, 000, 000, 000
繰越利益剰余金	当期首残高	_	11, 138, 367, 878
	当期変動額	利益剰余金の配当	$\triangle 312,000,000$
		当期純損益金	3, 506, 123, 073
	当期末残高	_	14, 332, 490, 951
利益剰余金合計	当期首残高	_	12, 143, 367, 878
	当期変動額		3, 194, 123, 073
	当期末残高	_	15, 337, 490, 951
自己株式	当期首残高及	び当期末残高	△1, 546, 400, 000
株主資本合計	当期首残高	_	10, 606, 967, 878
	当期変動額		3, 194, 123, 073
	当期末残高	_	13, 801, 090, 951
純資産合計	当期首残高	_	10, 606, 967, 878
	当期変動額		3, 194, 123, 073
	当期末残高	-	13, 801, 090, 951

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

- ①【公開買付者が提出した書類】
 - イ【有価証券報告書及びその添付書類】 該当事項はありません。
 - ロ【半期報告書】 該当事項はありません。
 - ハ【訂正報告書】 該当事項はありません。
- ②【上記書類を縦覧に供している場所】 該当事項はありません。

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2025年10月16日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該 当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該 当する株券等の数
株券	84, 402(個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	_	_	_
新株予約権付社債券	_	_	_
株券等信託受益証券 ()	_	_	_
株券等預託証券 ()	_	_	_
合計	84, 402	_	_
所有株券等の合計数	84, 402	_	_
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	_	_

- (注1) 特別関係者である対象者は、2025年10月16日現在、対象者株式783株を所有しているとのことですが、全て自己株式であるため、議決権はありません。
- (注2) なお、公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(2025年10月16日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該 当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該 当する株券等の数
株券	84, 402(個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	_	_	_
新株予約権付社債券	_	_	_
株券等信託受益証券 ()	_	_	_
株券等預託証券 ()	_	_	_
合計	84, 402	_	_
所有株券等の合計数	84, 402	_	_
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	_	_

- (3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】 該当事項はありません。
- (4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】 該当事項はありません。

2 【株券等の取引状況】

- (1) 【届出日前60日間の取引状況】 該当事項はありません。
- 3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

- 1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】
 - (1) 公開買付者と対象者との間の取引の有無及び内容

公開買付者と対象者は、2022年7月15日、本資本業務提携契約を締結しております。当該契約は、スーパーマーケット業界において、更なる競争力強化を図ることを目的として、公開買付者のPB商品を対象者の食品スーパーマーケットに導入する等の業務提携を行うことを目的としております。

また、公開買付者と対象者は、2023年11月8日、本業務委託契約を締結しております。当該契約は、公開買付者 及び対象者間で更なる事業シナジーを発揮すべく、両者で新たな店舗フォーマットの構築すること等を目的として おります。

なお、公開買付者の直近3事業年度における公開買付者と対象者との間の取引の概要及び取引金額は以下のとおりです。

(単位:百万円)

取引の概要	2023年2月期 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)	2024年2月期 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	2025年2月期 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
第1回第三者割当増資(注1)	2, 299	_	_
第2回第三者割当増資(注1)	3, 980	_	_
本業務委託契約(注2)	_	226	453

- (注1) 第1回第三者割当増資及び第2回第三者割当増資については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け及び本取引後の経営方針」の「① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者が行った増資を公開買付者が引き受けたものです。
- (注2) 本業務委託契約については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け及び本取引後の経営方針」の「① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、公開買付者による対象者に対する経営支援の対価となります。
- (2) 公開買付者と対象者の役員との間の取引の有無及び内容 該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2025年10月15日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。対象者の取締役会決議の詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3)本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

- (2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容該当事項はありません。
- (3) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け及び本取引後の経営方針

上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け及び本取引後の経営方針」をご参照ください。

(4) 本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月	_	_	_
売上高	_	_	_
売上原価	_	_	_
販売費及び一般管理費	_	_	_
営業外収益	_	_	_
営業外費用	_	_	_
当期純利益(当期純損失)	_	_	_

(2) 【1株当たりの状況】

決算年月	_	_	_
1株当たり当期純損益	_	_	_
1株当たり配当額	_	_	_
1株当たり純資産額	_	_	_

2【株価の状況】

(単位:円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 スタンダード市場						
月別	2025年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
最高株価	876	901	822	850	659	655	681
最低株価	722	755	728	631	632	640	640

⁽注) 2025年10月については、同月15日までのものです。

3【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)								単元未満株
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		(m 2 m/h	21	式の状況
					個人以外	個人	個人その他	計	(株)
株主数(人)	_	_	_	_	_	_	_	_	_
所有株式数 (単位)	_	_	_	_	_	_	_	_	_
所有株式数の割 合(%)	_	_	_	_	_	_	_	_	_

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

①【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
_	_	_	_
_	_	_	_
_		_	_
			_
計	_		_

②【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
_	_	_	_	_
_	_	_	_	_
_	_	_	_	_
_	_	_	_	_
計	_	_	_	_

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

- (1) 【対象者が提出した書類】
- ①【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第28期(自2023年3月1日至2024年2月28日)2024年5月28日関東財務局長に提出事業年度第29期(自2024年3月1日至2025年2月28日)2025年5月28日関東財務局長に提出

②【半期報告書】

事業年度 第30期中(自 2025年3月1日 至 2025年8月31日) 2025年10月15日 関東財務局長に提出

③【臨時報告書】

該当事項はありません。

④【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社スーパーバリュー (埼玉県上尾市愛宕三丁目1番40号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6【その他】

(1) 「2026年2月期第2四半期決算短信〔日本基準〕 (非連結)」及び「第30期 半期報告書」の公表 対象者は、2025年10月15日付で「2026年2月期第2四半期決算短信〔日本基準〕 (非連結)」 (以下「対象者決 算短信」といいます。)及び対象者半期報告書を公表しているとのことです。対象者決算短信及び対象者半期報告 書の概要は以下のとおりです。なお、対象者決算短信の内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づ く監査法人の期中レビューを受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を 一部抜粋したものであり、詳細につきましては、当該公表内容をご参照ください。

① 損益の状況(非連結)

会計期間	2026年2月期 中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)			
売上高	30,657,100千円			
売上原価	24, 391, 001千円			
販売費及び一般管理費	6,764,747千円			
営業外収益	51,656千円			
営業外費用	31,603千円			
中間純利益	130, 331千円			

② 1株当たりの状況(非連結)

会計期間	2026年2月期 中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
1株当たり中間純利益	10. 28円
1株当たり純資産額	137. 27円
1株当たり配当額	_

(2) 「「上場維持基準への適合に向けた計画書」の撤回について」の公表

対象者は、2025年10月15日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、2023年5月29日に公表した、流通株式比率の充足を目的とする「上場維持基準への適合に向けた計画」を撤回することを決議したとのことです。詳細につきましては、対象者が2025年10月15日付で公表した「「上場維持基準への適合に向けた計画について」の撤回について」をご参照ください。

【対象者に係る主要な経営指標等の推移】

【主要な経営指標等の推移】

対象者の経営指標等

川次		第25期	第26期	第27期	第28期	第29期
		2021年2月	2022年2月	2023年2月	2024年2月	2025年2月
売上高	(千円)	79, 720, 179	72, 084, 742	67, 792, 841	70, 001, 964	65, 781, 290
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	1, 375, 892	△705, 051	△1, 526, 701	△2, 132, 418	△2, 687, 905
当期純利益又は当期純損失 (△)	(千円)	625, 737	△829, 466	△1, 937, 380	△2, 257, 673	△2, 790, 501
持分法を適用した場合の 投資利益	(千円)	_	_	_	_	_
資本金	(千円)	374, 353	374, 353	3, 513, 649	3, 513, 649	3, 513, 649
発行済株式総数	(株)	6, 334, 200	6, 334, 200	12, 673, 750	12, 673, 750	12, 673, 750
純資産額	(千円)	3, 237, 272	2, 344, 470	6, 665, 681	4, 407, 985	1, 617, 483
総資産額	(千円)	26, 863, 337	16, 363, 273	19, 788, 455	18, 902, 116	15, 343, 851
1株当たり純資産額	(円)	509. 85	368. 88	525. 33	347. 18	126. 99
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間配当額)	(円) (円)	10.00 (-)	5. 00 (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	98. 80	△130. 97	△255. 21	△178. 15	△220. 19
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	94. 84		_	_	_
自己資本比率	(%)	12. 0	14. 3	33. 6	23. 3	10.5
自己資本利益率	(%)	21. 3	△29. 8	△43. 1	△40.8	△92.9
株価収益率	(倍)	7. 4	_	_	_	_
配当性向	(%)	10. 1	-	_	_	_
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	2, 746, 498	△4, 090, 711	△1, 298, 747	△1, 242, 935	△69, 344
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△38, 327	5, 002, 247	△106, 746	△1, 764, 054	△608, 527
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△994, 727	△5, 230, 040	5, 356, 403	860, 252	△580, 416
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	5, 195, 595	877, 090	4, 828, 000	2, 681, 263	1, 422, 975
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	420 (2, 283)	413 (2, 064)	377 (1, 913)	363 (1, 872)	289 (1, 659)
株主総利回り	(%)	194. 8	280. 1	296. 9	272. 8	233. 0
(比較指標:配当込みTOPIX)	(%)	(126. 4)	(130. 7)	(141. 8)	(195. 1)	(200. 2)
最高株価	(円)	1, 308	1, 500	1, 439	1, 170	1, 259
最低株価	(円)	339	515	751	830	766

- (注) 1. 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社が存在しないため記載しておりません。
 - 2. 第26期から第29期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
 - 3. 第26期から第29期の株価収益率及び配当性向は、当期純損失のため記載しておりません。
 - 4. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

- 5. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード) におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。
- 6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第27期の期首から適用しており、第27期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。